

Japanese
Association of
Sociology of Law

www.jasl.info

2013年度
日本法社会学会
学术大会

於：青山学院大学

2013年5月10日(金)～12日(日)

会場のご案内と出欠についてのご連絡のお願い

2013 年度学術大会および若手ワークショップが、5 月 10 日（金）～12 日（日）に、青山学院大学（〒150-8366 東京都渋谷区渋谷 4-4-25）で開催されます。

若手ワークショップは、5 月 10 日（金）午後に青山学院大学総研ビル内会議室において開催されます。学術大会は、5 月 11 日（土）と 12 日（日）の両日に青山学院大学 11 号館にて開催されます（受付は総研ビル 1 階）。各分科会およびミニシンポジウム等の部屋割りは皆様の参加希望状況を踏まえて決定し、当日に会場をご案内いたします。会員の皆様は、別途郵送されている大会出欠葉書にて、出欠のご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

若手ワークショップおよび学術大会についての最新情報は、日本法社会学会ウェブ・サイト（www.jasl.info）にて、随時ご案内しておりますので、ご参照下さい。会場へのアクセスおよび会場キャンパス内の建物配置は、本冊子巻末の会場案内をご参照ください。

会員総会のご案内

5 月 11 日（土）13 時 30 分より会員総会が開催されます。議事次第は以下の通りです。

1. 議長選出
2. 理事長挨拶
3. 開催校代表挨拶
4. 2012 年度活動報告
5. 2012 年度決算報告
6. 2013 年度予算案の提案
7. 学会の財政状況とその対応策について
8. 学術会議に関する報告
9. 学会奨励賞受賞者表彰式
10. その他

懇親会のご案内

日 時：5 月 11 日（土）夕刻（学術大会終了後の午後 6 時 30 分頃からを予定）

会 場：青学会館アイビーホール（青山学院大学青山キャンパス内）

費 用：未定（一般会員 6,000 円程度、学生会員 4,000 円程度を予定）

出欠回答のお願い：会員のかたに別途郵送した大会出欠葉書にてご連絡ください。

昼食のご案内

今大会では、開催校の学生食堂があるほか、周辺に食堂・レストランが多くあることから、開催校では昼食の弁当を用意しません。本冊子巻末に会場周辺のレストランの地図・リストを掲載してありますので、ご覧ください。会場内で昼食をとることをご希望のかたは、適宜ご持参ください。

プログラム

5月10日（金）13:00～17:30 若手ワークショップ

13:00～14:50	第1部	2011年度日本法社会学会学会奨励賞受賞論文 読書会
15:00～17:00	第2部	法社会学オーラル・ヒストリー---戒能通厚先生---
17:10～17:30	第3部	若手会議 2013

5月11日（土）9:30～18:00 個別報告・ミニシンポジウム

9:30 ∩ 12:30	個別報告 分科会A	ミニシンポジウム①	ミニシンポジウム②	ミニシンポジウム③	11:45 ∩ 13:30	ポスター セッション
		司法／正義へのアクセ セス～ジェンダーの 観点から	裁判員裁判と 市民社会	原子力損害賠償の現 状と課題（1）：BP オイル漏れ和解プロ グラムと原子力ADR－ 公正な和解手続きの条 件は何か－		
12:30 ∩ 13:30	昼 食					
13:30 ∩ 14:30	会 員 総 会					
14:30 ∩ 18:00	個別報告 分科会B	ミニシンポジウム④ 【企画関連I】	ミニシンポジウム⑤	ミニシンポジウム⑥		
		身体・所有・自由	「くらしの法律家」 の検証と地域法専門 家の在り方創造	原子力損害賠償の現 状と課題（2）：賠償 申立への法的サポー トをどう拡大するか		
18:30 ∩	懇 親 会					

5月12日（日）9:00～17:00 個別報告・ミニシンポジウム・全体シンポジウム

9:00 ∩ 12:00	ミニシンポジウム⑦ 【企画関連II】 所有権の構造・意 味・機能	ミニシンポジウム⑧ 法社会学研究におけ るサーベイ調査：可 能性と課題	ミニシンポジウム⑨ 第62期弁護士のキャ リア・パス－2011年 調査第2回 ミニシンポー	ミニシンポジウム⑩ 被災者支援の主体と してのコミュニティの 諸相：東日本大震 災からアジアへの視 点
12:00 ∩ 13:00	昼 食			
13:00 ∩ 16:50	全体シンポジウム 新しい「所有権法の理論」			
16:50 ∩ 17:00	理事長挨拶			

報告題目・目次

5月10日
(金)

若手ワークショップ……………2
2011年度日本法社会学会学会奨励賞最優秀論文賞受賞論文 読書会
法社会学オーラル・ヒストリー —戒能通厚先生—
若手会議 2013

5月11日
(土)
午前

個別報告分科会A……………4

- 司会：福井康太（大阪大学）
和田幹彦（法政大学）
「『法と進化生物学』・『法と進化心理学』序論—方法論と可能性：法と自然科学の新たな接点—」
竹原信也（奈良工業高等専門学校）
「生活史・労働史からみる山間部社宅街の特性」
土橋圭子（愛知県立春日台養護学校）
「特別支援教育における障害児の人権保障と、人権問題解決システムの構想」
土屋明広（岩手大学）
「教育行政における『保護者対応』のシステム化とその課題」
* 報告順未定

ミニシンポジウム①

- 「司法／正義へのアクセス：ジェンダーの観点から」……………6
コーディネータ：手嶋昭子（京都女子大学）
(1) 手嶋昭子（京都女子大学）
「趣旨説明」
(2) 渡辺千原（立命館大学）
「専門家証言を通じた法発展：訴訟運営の日米比較の試み」
(3) 岡野八代（同志社大学）
「民衆法廷の試み」
(4) 南野佳代（京都女子大学）
「司法へのアクセスとジェンダー公平」
○ ディスカッション：久保秀雄（京都産業大学）

ミニシンポジウム②

- 「裁判員裁判と市民社会」……………8
コーディネータ：飯考行（弘前大学）
(1) 飯考行（弘前大学）
「裁判員制度と市民社会：企画趣旨を兼ねて」
(2) 松村良之（北海道大学名誉教授）・太田勝造（東京大学）・木下麻奈子（同志社大学）
「裁判員制度と刑事司法に対する人びとの態度：2008年調査と2011年調査の比較」
(3) 宮崎秀一（弘前大学）・平野潔（弘前大学）
「裁判員教育の実践」

5月11日
(土)
午前

- (4) 田口真義(裁判員経験者)
「裁判員経験・その先にある社会」
- (5) 川畑恵子((福)大阪ボランティア協会“裁判員ACT”裁判への市民参加を進める会)・坂上暢幸(裁判員ネット)・太田貴代美(市民の裁判員制度めざす会)
「裁判員関連市民団体の活動と反響」
- コメンテータ: 新屋達之(大宮法科大学院大学)
渡邊 弘(活水女子大学)

ミニシンポジウム③

「原子力損害賠償の現状と課題(1):BPオイル漏れ和解プログラムと原子力ADR—公正な和解手続きの条件は何か—」……………12

コーディネータ:ダニエル・フット(東京大学)

- (1) ロビン・グリーンヴァルド(Weitz & Luxenberg)(予定)
「BPオイル漏れ事故における和解プログラムの実施状況」
- (2) 鈴木五十三(原子力損害賠償紛争解決センター)
「原発ADRにおける紛争処理状況」
- (3) 丸山輝久(原発事故被災者支援弁護団)
「原発ADRへの申立状況とADRの問題点」

ポスターセッション……………14

中山和彦(神戸大学大学院)

「医療的ケアにおける相互了解のためのコミュニケーションの解明」

5月11日
(土)
午後

個別報告分科会B……………16

司会:榎澤秀木(佐賀大学)

- (1) 小湊真衣(桜美林大学・非常勤講師)
「大学生の時効感覚と所有意識に関する一報告」
- (2) 小林正典(和光大学)
「中国の伝統文化と社会主義法制の関係」
- (3) 平山真理(白鷗大学)
「裁判員裁判と性犯罪」
- (4) 田巻帝子(新潟大学)
「『自分のための』司法参加:英・加のPublic Legal Educationの実態を手掛かりとして」
- (5) 和田安弘(大阪府立大学)
「アダム・スミスと紛争処理論の接点」

*報告順未定

ミニシンポジウム④ 企画関連ミニシンポジウムI

「身体・所有・自由」……………19

コーディネータ:吉田克己(早稲田大学)

司会:尾崎一郎(北海道大学)

5月11日
(土)
午後

- (1) 吉田克己 (早稲田大学)
「法は身体をどのように捉えるべきか」
- (2) 櫛橋明香 (北海道大学)
「人体の商品化：臓器・精子・卵子ビジネスから」
- (3) 小島妙子 (仙台弁護士会)
「自己決定権：妊娠中絶の自由を手がかりに」

ミニシンポジウム⑤

「『くらしの法律家』の検証と地域法専門家の在り方創造」 ……22
コーディネータ：久保山力也 (名古屋大学・タシケント法科大学)

- (1) 久保山力也 (名古屋大学・タシケント法科大学)
- (2) 仁木恒夫 (大阪大学)
- (3) 荻原世志成 (司法書士)
- (4) 川上真吾 (司法書士)
- (5) 清水俊平 (司法書士)

ミニシンポジウム⑥

「原子力損害賠償の現状と課題(2)：賠償申立への法的サポートを
どう拡大するか」 ……24
コーディネータ：村山真維 (明治大学)

- (1) 村山真維 (明治大学)
「これまでの弁護士活動と賠償問題における役割の変容：相談から代理へ」
- (2) 佐藤岩夫 (東京大学)
「被災者の法的ニーズと司法アクセス：被災地調査から見えてくるもの」
- (3) 吉岡すずか (名古屋大学)
「原子力損害賠償における法テラスの役割」
- (4) 保住正保 (原子力損害賠償支援機構)
「原子力賠償支援機構による活動の現状と課題」
- (5) 渡辺淑彦 (浜通り法律事務所)
「福島県における弁護士活動の現状」

5月12日
(日)
午前

ミニシンポジウム⑦ 企画関連ミニシンポジウムⅡ

「所有権の構造・意味・機能」 ……28
コーディネータ：尾崎一郎 (北海道大学)

- 司会：高村学人 (立命館大学)
- (1) 木下昌彦 (神戸大学)
「所有権の二つのパラダイム」
 - (2) 得津 晶 (北海道大学)
「多元分散型統御を目指す新世代所有権法学は存在するのか？」
 - (3) 和田俊憲 (慶應義塾大学)
「刑法上の所有権・死者と所有・脳と所有」
- コメンテータ：斎藤哲志 (東京大学)

5 月 12 日
(日)
午 前

ミニシンポジウム⑧

「法社会学研究におけるサーベイ調査：可能性と課題」 …… 31

コーディネータ：高橋裕（神戸大学）

- (1) 高橋裕（神戸大学）
「企画趣旨説明と論点提起」
 - (2) 菅原郁夫（早稲田大学）
「民事訴訟制度利用者調査の経験から」
 - (3) 阿部昌樹（大阪市立大学）
「民事紛争全国調査の経験から」
 - (4) 前田智彦（名城大学）
「インターネット調査の経験から」
- コメンテータ：前田幸男（東京大学）
杉野 勇（お茶の水女子大学）

ミニシンポジウム⑨

「第62期弁護士のキャリア・パス—2011年調査第2回ミニシンポ—」 … 33

コーディネータ：宮澤節生（青山学院大学）

- (1) 宮澤節生（青山学院大学）
「本調査の目的・実施過程と本ミニシンポの課題」
- (2) 石田京子（早稲田大学）
「法科大学院での教育経験と司法試験準備」
- (3) 久保山力也（名古屋大学）
「司法修習，弁護士志望動機，就職決定時期」
- (4) 藤本亮（静岡大学）
「登録地，所属組織，地位，異動」
- (5) 武士侯敦（福岡大学）
「業務内容と専門分化」
- (6) 上石圭一（追手門学院大学）
「収入，満足感，不安感」
- (7) 石田京子（早稲田大学）
「女性弁護士の状況」
- (8) 宮澤節生（青山学院大学）
「今後の分析課題と第2回調査の課題」

ミニシンポジウム⑩

「被災者支援の主体としてのコミュニティの諸相：

東日本大震災からアジアへの視点」 …… 36

コーディネータ：金子由芳（神戸大学）

- (1) 金子由芳（神戸大学）
「趣旨説明」
- (2) 山崎栄一（大分大学）
「日本の被災者支援制度：歴史的な分析と将来的予測」

- (3) 松岡勝実（岩手大学）
「復興における被災者支援と持続的なまちづくり」
 - (4) 金子由芳（神戸大学）
「復興待機期間の被災者支援：コミュニティの機能回復へ向けて」
 - (5) 稲葉一人（中京大学）
「崩壊に瀕したコミュニティへの支援：福島沿岸自治体支援」
 - (6) 飯考行（弘前大学）
「被災者支援における土業の役割」
- コメンテータ：豊田利久（神戸大学）
白珉浩（江原大学）
草野芳郎（学習院大学）
米村滋人（東北大学）

5 月 12 日
(日)
午 後

全体シンポジウム

- 「新しい『所有権法の理論』」40
 コーディネータ：尾崎一郎（北海道大学）
 司会：飯田高（成蹊大学）
 佐藤岩夫（東京大学）
- (1) 尾崎一郎（北海道大学）
「企画の趣旨」 40
 - (2) 榎澤能生（早稲田大学）
「持続可能社会への転換期における新『所有権法の理論』」 41
 - (3) 上村達男（早稲田大学）
「株式会社・資本市場と所有」 42
 - (4) 加藤雅信（名古屋学院大学）
「所有権発生の社会構造」 43

5月10日（金） 13:00～17:30

- ・若手ワークショップ

若手ワークショップ

於 青山学院大学青山キャンパス
総研ビル内会議室

第一部 2011 年度日本法社会学会学会奨励賞受賞論文 読書会

13:00～14:50(含質疑応答)

2011 年度日本法社会学会学会奨励賞（学会誌最優秀論文賞）受賞者である土田久美子会員による受賞論文の読書会を企画しております。読書会では土田会員による内容についての御紹介およびコメントの後、質疑応答を行なう形式で実施したいと考えております。報告時間は約 1 時間、質疑応答 45 分の予定です。

第二部 法社会学オーラル・ヒストリー—戒能通厚先生—

15:00-17:00

今年度は戒能通厚先生をお迎えし、オーラル・ヒストリーのセッションを再開致します。戒能先生の御研究の軌跡と、直近の御研究について御講演頂ける予定と伺っております。

資料は、法律時報に連載中の「イギリス憲法の実像——その歴史的文脈—— (1)～(20)」が予定されております（現在執筆中でいらっしゃる(21)については未定）が、当日に配布できるよう準備致しております。

第二部 若手会議 2013

17:10-17:30

次期若手 WS 幹事の選出に加えて、若手 WS の今後のあり方、活動方針等について話し合いたいと考えております。

- * ワークショップ終了後、例年通り、18 時頃に懇親会を開催します。若手研究者の皆様奮ってご参加くださいますよう、宜しくお願い致します。なお、若手ワークショップに関するお問い合わせは、若手 WS 幹事のいずれかまでお願いいたします。

文責：若手WS 幹事一同

中山和彦（神戸大学） (akizu18@gmail.com)

中山絵美（大阪府立大学） (narnus8@gmail.com)

見平 典（京都大学） (t.mihira@ht8.ecs.kyoto-u.ac.jp)

橋場典子（北海道大学） (hashiba.noriko@gmail.com)

5月11日（土） 9:30～12:30

- ・個別報告分科会A
- ・ミニシンポジウム①
「司法／正義へのアクセス：ジェンダーの観点から」
- ・ミニシンポジウム②
「裁判員裁判と市民社会」
- ・ミニシンポジウム③
「原子力損害賠償の現状と課題（1）：BPオイル
漏れ和解プログラムと原子力ADR—公正な和解
手続きの条件は何か—」
- ・ポスターセッション（11:45～13:30）

「法と進化生物学」・「法と進化心理学」序論

— 方法論と可能性：法と自然科学の新たな接点 —

和田幹彦（法政大学法学部）

- (1) 法学において長年論じられてきた、法の「法源」の大きな一つは、「過去約 700 万年のヒトの生物としての進化的基盤」にある。
- (2) 「法源」のほとんどが「ヒトの進化的基盤」に求められるわけではない。しかし、旧来言われてきたよりもより多くを、ここに求めることが可能である。
- (3) 本報告における限りではあるが、「ヒトの」法の定義を、「生物としての動物の一例としてのヒトの、進化に基盤を持つ、広範囲で、かつ成文律・不文律を問わない、ルール・行為規範であり、違反した場合に何らかの制裁を伴うもの」とする。この定義に拠れば、(一部の)動物にも当然「法」は存在することになる。本報告では、特に、霊長類と、ミツバチを実例とする。
- (4) 以上を論証する準備段階として、法学と、進化生物学・進化心理学・行動遺伝学・脳神経科学・進化倫理学との新たな接点について概観する。

生活史・労働史からみる山間部社宅街の特性

竹原信也（奈良工業高等専門学校）

本報告では、別子銅山（愛媛県新居浜市）の山間部社宅街（鹿森：しかもり、東平：とうなる）の生活経験者にインタビュー調査を行い、それをもとに、山間部社宅街の特性を考察する。明治の近代化以降の鉱山・炭坑の社宅街の形成には、企業家の博愛精神、労務管理や福利厚生といった思想が導入され、学校や病院、娯楽場等の施設が建設された。従来、社宅街＝劣悪な住環境として捉えられがちであったが、むしろ、住環境の改善に積極的に取り組んでいたという（社宅研究会編著『社宅街 企業が育んだ住宅地』学芸出版社(2009)）。山間部の社宅街の生活文化の特徴として、(1) 自給自足的な生活であること、ただし先進的な福利厚生施設が建設される等、(2) 比較的恵まれた生活でもあること、ただ(3) 職を求めて諸地域から集まり、危険な仕事に従事していることから、人々は(4) 不和を好まず、強い連帯の精神を持っていたこと等が挙げられる。例えば、鹿森社宅では戦後から閉鎖されるまで、警察署や裁判所はなく、めぼしい事件もなかったという。

本報告では、このような地域の諸特性を踏まえ法社会学的にどのような問いを立てることが可能か、どのように調査していくべきか、考えてみたい。

特別支援教育における障害児の人権保障と、 人権問題解決システムの構想

土橋圭子（愛知県立春日台養護学校）

障害児を対象とする学校教育職員による児童生徒への体罰、からかい、弄び、性的行為等の人権侵害行為は、平成 19 年に特別支援教育が施行された今も続く。社会的に顕在化する事件は氷山の一角であり、児童虐待に相当する人権侵害行為また虐待にエスカレートする行為と虐待の狭間のグレーゾーンの人権侵害行為は大なり小なり多く存在する。

報告者は今日までの 5 年間、特別支援教育の職員による児童生徒への人権問題の解決策を考えてきたが、事例から組織内での自浄は不可能であることがわかった。解決の困難性は、これまでの学校教育紛争問題の状況と同様な状況に陥る。関係機関や関係者を巻き込みながら労働運動を煽られることで問題の逆転現象を起し、申出者への組織的な圧力・嫌がらせ・孤立化・排斥、問題のすり替え、権威への依存、隠蔽と捏造による事実の回避が行われる。特別支援教育における障害児の人権問題の解決には、障害・発達また日本風土特有の(集団)心理・教育行政・学校運営・労働問題等の学際的知識とともに、解決・改革・発展を導く司法の導入が不可欠である。教育行政から独立した司法組織内の第三者委員会チームによる、法的拘束力のある教育ADRの構築が必要と考える。

教育行政における「保護者対応」のシステム化とその課題

土屋明広（岩手大学）

近年、多くの地方自治体（教育委員会）において、学校・教師に対する保護者（地域住民も含む）要求への対応を主たる目的として、専門家チームの創設やマニュアル整備がなされるようになってきた。このような「保護者対応」システムは、保護者の「無理難題要求」が社会問題になってから、また、政策的には教育再生会議第二次報告（2007 年）において教育委員会内に「学校問題解決支援チーム（仮称）」を設置することが提言されてから全国的に設置されるようになってきたものであり、おおよそ次のような特徴を有していると考えられる。第一に、その目的を多様化・複雑化する保護者要求に教育機関側が「適切」かつ「効率的」に応答することにあること、第二に、学校と保護者との対立を第三者的に処理するというよりも、教育機関内に位置づけられた学校支援的な色彩の強いものであること、第三に、その内容は危機管理、生徒（生活）指導、法的助言、臨床心理的助言など多岐に亘るが、総じて学校の「日常」適合的な観点から設定されていること、である。本報告は、これらの特徴をもつ「保護者対応」システムと、それが社会的に配置されることについて、調査によって得られたデータなども参照しながら法社会学的に検討しようとするものである。

司法／正義へのアクセス～ジェンダーの観点から

コーディネータ：手嶋昭子（京都女子大学）

趣旨説明

手嶋昭子（京都女子大学）

本ミニシンポは、現代日本における司法へのアクセスについて、ジェンダーの観点から問い直すことを目的としている。渡辺報告においては、裁判を通じた法発展に重要な意義を有する専門家の扱われ方について、特にジェンダーに関わるケースを取り上げ、日米の文献研究および訴訟資料の質的な分析を行う。岡野報告は、デリダの理論を背景に、「原発を問う民衆法廷」への参加を通じて得た知見に基づき、市民たちの手によって構成される「民衆法廷」の実践から、実際の法廷の意義を逆照射する試みである。南野報告では、ジェンダーの視点から、司法へのアクセスにおけるジェンダー公平性を確保する制度的支援の考察を行う。これらの報告を通じ、現時点における司法／正義へのアクセスへの限界を明らかにするとともに、新たな可能性を検証することを目指すものである。

専門家証言を通じた法発展～訴訟運営の日米比較の試み

渡辺千原（立命館大学）

専門訴訟の分野では、専門家の協力の必要性が認識され、専門家の意見が裁判でも重要な役割を果たしている。男女雇用差別、セクシュアル・ハラスメントやドメスティックバイオレンスなどジェンダーにかかわる問題に関しても、専門家の見解も取り入れながら、法理を展開している部分もある。しかし、その「専門性」や「科学性」に対して疑問も持たれる、ジェンダーに関わる問題についての専門家の見解をどのように裁判官が受け止めているかは明らかではない。本報告は、専門家証言の裁判での扱いや、専門家の関与する裁判の訴訟運営に焦点を当て、日米比較を通じて、裁判を通じた法発展を促進していく可能性をさぐることを目的とする。

一般論として言えば、日本で「画期的」と言われるような判断が裁判所でなされたり、新たな法理が生み出されるような場合、形式的には一般条項などに拠りつつ、その背景として「社会（通念）の変化」を根拠とされることが多い。では、そうした社会（通念）の構築はどのようなものなのか、そこに専門知がどう関与しているのか、そして関与しうるのか？ジェンダーに関わる（セクシュアル・ハラスメント訴訟）訴訟に提出された証拠等を素材に検討したい。

社会科学も含めた科学的証拠が積極的に活用され、法理の展開にも多大な影響を与えてきたとされる合衆国においても、その利用のされ方は一様ではなく、より洗練した利用や評価に向けた議論や努力が続けられている。フェミニズムは、そうした専門知を提供する一方で、「科学的証拠」を重視し、すでにある事実を発見していく証拠法の基本的な考え方そのものに対して異義も唱えている。こうしたフェミニズムの議論と、それを受け止めた訴訟運営のあり方を、我が国の法実務を反省的に考察する一つの材料としたい。

民衆法廷の試み

岡野八代（同志社大学）

かつて、ジャック・デリダは、「脱構築は正義である Deconstruction is justice」という有名なテーゼを提起した『法の力』において¹、正義とは不可能なものを経験、様々なアポリアに遭遇する

¹ Jacques Derrida, "The Mystical Foundation of Authority," in D. Cornell, M. Rosenfeld, and D.G. Carlson

経験だと論じている。本報告では、こうしたデリダの理論を背景に、2000年12月に日本で初めて開催された民衆法廷である女性国際戦犯法廷の経験に学びつつ現在開催中の、「原発を問う民衆法廷」の実践を理論的どのように捉えることができるかを考えてみたい。

民衆法廷には、いかなる執行権も、権威もなく、誰からも司法権を受権されたわけではない²。サルトルが「ラッセル法廷」で語ったように、民衆法廷とは「無力の」市民が自らの〈良心にしたがって〉判断し、とりわけ国家が犯した罪を裁く場である。ここにはすでに、デリダが論じたアポリアがいくつも存在している。『法の力』の端緒となった1989年カルドーズ・ロー・スクールでの講演タイトルが、「権威の神秘的基礎」であることが如実に語っているように、法はあくまで道具であって、裁くことの「根拠」は権威にこそ存在する。しかし、民衆法廷だけでなく、あらゆる法の基礎づけは、決定不可能な状況のなかで遂行されるのだ。「法/権利を基礎づけ、創始し、正義にかなうようにすることになる作用、つまり掟をつくる/場を支配すること(faire la loi)になる作用を成り立たせるのは、実力行使、つまり行為遂行的でありそれゆえ解釈をする暴力violenceであろう」³。

報告者は「原発を問う民衆法廷」に判事として第二回目からすべての民衆法廷に参加している。その参加を通じて得た知見と、「解釈をする暴力」とデリダが呼ぶ行為とをどのように切り結ぶことができるのか。民衆法廷という場では、誰が誰によって裁かれているのか。国家の法から排除されてきた者たちの発話の力はどこから発しているのか。そして、民衆法廷の経験から、実際の法廷の意義を逆に照射する可能性があるのか。本報告が、こうした問題について考える場を提供できれば幸いである。

司法へのアクセスとジェンダー公平

南野佳代（京都女子大学）

ジェンダー平等があるべき社会の姿として実現を追求すべきものであるならば、司法の役割と司法へのアクセスはともにジェンダー公平性の観点から検討されるべきである。というのは、司法がジェンダー公平であるということへの信頼がなければ、ジェンダーが理由となる被害を受けた市民は、司法にアクセスすべきであるかについて、否定的にならざるをえない。しかし、ジェンダーによる権力関係が原因である限りで、インフォーマルな解決方法を駆使して回復することが困難な立場に、被害者は置かれているのであり、被害の回復から二重に疎外されているのである。他方で、ジェンダーが原因となって不利益を被る市民にとっては、司法へのアクセスの面においても、ジェンダーによって公平な扱いを受けられない可能性が高い。なぜならば、ジェンダーは司法の実質と手続の両面において意識されずに影響を与えうる、日常に深く広く浸透した価値と規範の体系であり、そのことを意識して検証されない限りにおいて、司法へのアクセスもまた、故意はなくとも、ジェンダー不公平なものとなりうる。その結果、ジェンダーにおいて不利な立場にある市民は、司法から三重に疎外されうるのである。この意味で、アクセス自体のジェンダー公平性もまた、自明であるとはいえず、ジェンダー視点からの検証が必要な課題であろう。フェミニズム法学の普及とともに、実体法、法曹倫理等においては、ジェンダー視点からの批判的検証と改善の努力がなされ、一定の成果を上げたといえる。本報告では、「ジェンダー公平な司法」と「司法へのジェンダー公平なアクセス」にとりあえず分け、課題を整理し、コンテキスト化してアクセスを考えること、それを踏まえた司法への制度的支援について検討したい。

ディスカッサント：久保秀雄（京都産業大学）

(eds.) *Deconstruction and the Possibility of Justice* (NY: Routledge, 1992), p. 15. 堅田研一訳『法の力』（法政大学出版会、1999年）、34頁。

² 原発を問う民衆法廷の実行委員会編『原発民衆法廷 ①』（2012年、三一書房）、12頁。

³ Derrida, p.13/31頁。

裁判員制度と市民社会

コーディネータ：飯考行（弘前大学）

裁判員制度と市民社会—企画趣旨を兼ねて

飯考行(弘前大学)

従来の裁判員制度に関する研究は、刑事法分野での刑事訴訟手続や量刑への影響の検討、法心理学での模擬評議実験等を通じた検証が主で、その社会的影響を検証する法社会学研究は限られる。本報告では、ミニシンポジウムの企画趣旨が、概念的にかつ限定されたデータに依拠して語られてきた裁判員制度に関する、研究者、裁判員経験者、市民団体メンバーの調査と実践を通じた経験的把握を通じた、市民社会におよぼしうるインパクトの考察にあることを述べるとともに、裁判員経験者インタビュー等にもとづく検討を行う。

裁判員制度と刑事司法に対する人びとの態度—2008年調査と2011年調査の比較

松村良之(北海道大学名誉教授)

太田勝造(東京大学)

木下麻奈子(同志社大学)

この報告では、日本人が裁判員制度および刑事司法に対してどのような態度を取っているかについて、裁判員制度導入前（2008年2月）と導入後（2011年2月）に行った全国調査を比較して検討する。

とくに焦点を当てるのは、裁判員制度導入の賛否を規定する要因が何であるか、そしてそれらの変数間の構造が導入前と導入後に変化しているかどうかという点である。分析の結果、2008年調査に比べると2011年調査では、裁判員制度に係るさまざまな質問について「どちらでもない」とする態度が減っていた。そして2008年調査でも2011年調査でも、裁判員制度が民主主義に貢献するとの評価が裁判員制度導入の賛否に対して強い影響を与えていることが分かった。一方、日本の刑事訴訟手続や刑事司法政策に対する評価は、どちらの調査においても裁判員制度導入の賛否に強く影響していないことが明らかとなった。

裁判員教育の実践

宮崎秀一(弘前大学)

平野 潔(弘前大学)

弘前大学では、教員有志で、裁判員教育（裁判員の資質を育む教育）を試行している。本報告では、裁判員裁判に関連する講話と模擬裁判シナリオ作りで構成される教養科目、実際の裁判員裁判の傍聴者で行う模擬評議や、学内外で開催した模擬裁判の検証を行う。

裁判員経験・その先にある社会

田口真義(裁判員経験者)

ごく普通の一般市民が司法に関わることになった裁判員制度。施行から丸三年が経過し、概ね順調な運びと言われているが果たしてそうだろうか。薬事犯など一部で無罪判決が出る一方で、死刑や求刑越えなど厳罰化の潮流が勢いづいている。同じ市井で暮らす仲間を糾弾し、社会の輪から排除することが正義と捉える傾向に強い違和感と危機感を覚える。

温もりのある素人が関わることで冷徹であった刑事政策にも血が通うようになることを期待できないか。官では不全だったことを民が入ることによって新たな可能性を模索することができないか。同じ社会の仲間をみんなで支え受け入れることこそ真の民主主義であり、法治国家ではないか。裁判員として深く関わり責任のある判断をしたからこそ、経験した順に気付き得るべきである。寛容な社会の創造を主権者たる市民から隆起させることこそ、この制度に隠された真価だと展望する。罰して排斥することだけがすべてではない。

裁判員関連市民団体の活動と反響

川畑恵子((福)大阪ボランティア協会“裁判員ACT”裁判への市民参加を進める会)

坂上暢幸(裁判員ネット)

太田貴代美(市民の裁判員制度めざす会)

① (福)大阪ボランティア協会“裁判員ACT”裁判への市民参加を進める会

社会福祉法人大阪ボランティア協会は、1965年の創設以来、市民参加で問題解決に取り組む、自治や協働の精神を大切に活動してきた市民団体である。2009年には「裁判員ACT」裁判への市民参加を進める会」を結成し、会社員など市民ボランティアが集まって制度の実情や課題について学び、議論を重ねている。市民が裁判官と協働して裁判員を務める裁判員制度は、司法への市民参加を進めるものとして一定の評価をしており、司法における市民自治と協働を進める観点から、専門家だけではなく市民も積極的に議論に参加し、制度の在り方を考えることがより良い裁判員制度の実現につながると考えて活動している。裁判員裁判を経験した市民、弁護士、裁判官、検察官の話の聞いたり、国会議員を招いての公開討論会、参院選候補者へのアンケートやラジオの連続放送の企画や、市民向けの学習会、裁判員経験者の交流会の開催などに取り組んできた。昨年は、制度見直しに向けて市民の立場で提言をまとめ、関係機関に提出することで、政策立案の面からも活動した。

②裁判員ネット

裁判員制度についての情報発信を行い、裁判員制度や刑事司法に市民が主体的にかかわることができるようにすることを目的とした非営利団体である。運営には会社員や学生など多様な市民が携わっている。主な活動は、裁判員裁判を市民が傍聴する「裁判員裁判市民モニター」である。全国初の裁判員裁判から開始し、これまでのモニタリング数は約470件(2013年2月現在)になる。また傍聴した裁判について市民が判決を考える「模擬評議」も同時に行っている。これらから収集したデータは「フォーラム」(年2回開催)で発表するとともに、そこから見えた裁判員制度の改善点を「市民からの提言」として公表し、働きかけを行っている。また、この他にも自

治体や学校と連携した法教育講座，学生を対象としたインターンシップ，ホームページによる情報発信や刑務所等の施設見学，裁判員経験者や法曹等専門家との意見交換会なども行っている。今後も市民の視点から「現場」の情報を広く社会に共有し，市民が主体的に制度にかかわり，あるべき刑事司法のあり方を「ともに考える」機会をつくっていききたい。

③市民の裁判員制度めざす会

平成14年8月3日発足。前身は名古屋弁護士会モニターOBによる「きさらぎ会」。会員は弁護士，元裁判官から主婦まで多様。裁判に参加するということは義務ではなく権利であるという立場から，映画上映会，模擬裁判員体験会，シンポジウム，HP（裁判員やアメリカの陪審員経験者の体験談など紹介）などを通して，裁判員裁判を紹介，啓蒙活動を続けてきた。また，市民が参加しやすい制度となるよう，車椅子利用者と一緒に裁判所ウォッチングなどを実施し，提言を発信し続けている。一昨年より裁判員経験者の声などをもとに，また専門家の協力を得て，日本だけでなく諸外国の実情も学びながら「量刑」「守秘義務」について市民目線で議論している。活動を通して教育の充実，さまざまな偏見へのアプローチの必要性を実感。裁判員裁判をよいものにし，市民は勿論，法曹関係者の意識改革を促し，日本社会を人間味あるあたたかいものにしていきたいと考えている。

コメンテータ：新屋達之（大宮法科大学院大学）
渡邊 弘（活水女子大学）

【参考文献（一部）】

- ・飯考行・平野潔・宮崎秀一（2012）「裁判員教育の検討」法と教育2号33-39頁。
- ・松村良之・木下麻奈子・太田勝造・山田裕子（2008）「裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識」北大法学論集59巻4号 620[1]-546[75]頁。
- ・松村良之・木下麻奈子・太田勝造・山田裕子（2011）「裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識：2011年第2波調査に基づいて」北大法学論集62巻4号 464[1]-379[86]頁。

原子力損害賠償の現状と課題（1）

BPオイル漏れ和解プログラムと原子力ADR ——公正な和解手続きの条件は何か——

コーディネータ：ダニエル・フット（東京大学）

【報告】

BPオイル漏れ事故における和解プログラムの実施状況

ロビン・グリーンヴァルド(Weitz & Luxenberg)(予定)

原発ADRにおける紛争処理状況

鈴木五十三(原子力損害賠償紛争解決センター)

原発ADRへの申立状況とADRの問題点

丸山輝久(原発事故被災者支援弁護団)

2011年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故から生じた放射性物質の飛散から生じた被害は広範な範囲に及び、損害賠償請求権者の数は150万人とも200万人近いとも言われている。この事故による賠償は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力損害賠償紛争審査会が提示した中間指針に依拠した損害賠償の支払として行なわれてきている。しかし、中間指針はあくまでも「指針」であるため、個別のケースにおける具体的な賠償額について争いが生じることが当然に予想され、そうした紛争を処理するために、2011年夏に原子力損害賠償紛争解決センターが設置された。また、同年秋には原子力損害賠償支援機構が設置され、被災者による賠償申立のための相談業務を開始している。

原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）が行なっている和解仲介は、原子力損害賠償紛争審査会の指針によりつつも、ケースに応じて争点に関するさらに具体的な規準を見いだしながら和解を進めるという合理的な和解手続として行なわれている。原発ADRにおける和解事例とそこで示された規準は、中間指針を具体化した総括指針として公表され、原発ADRにおける他の和解ケースで用いられることが期待されているだけでなく、東京電力による任意の支払にも反映されることが期待されている。

こうした和解を中心とした原子力損害賠償のあり方は、一面において、米国のBPオイル漏れ事故におけるクラスアクションの和解プログラムと類似している点が少なくない。2010年4月の事故のあと提起されたクラスアクションは、2012年3月に和解が成立し、同年12月には財物損害と経済的損失についての和解が、また2013年の1月にはメディカルベネフィットについての和解が、それぞれ裁判所によって最終的に承認された。前者の和解プログラムにおいては、一定の条件の下に被害者がグループ化され、その条件に該当する人々は和解実施機関に一定の書類を提出することによって賠償を受けることができる。後者の和解プログラムにおいては、将来における損害の発生に関わる賠償請求の権利を留保しつつ、被害者は3年毎に診察を

受けることができるほか、湾岸地域医療の改善や、オイル漏れ被害に関わる資料を集積し公開するウェブサイトの開設のために、BPが費用を支払うこととなった。

BPオイル漏れ事故からの被害賠償については、他方で、連邦機関による訴追が行なわれているほか、クラスアクションに参加しなかった被害者からの訴訟手続が2013年2月末にはTrialの段階まで進んでいる。

このミニシンポジウムにおいては、BPオイル漏れ事故における賠償手続の進行全体を視野に入れながら、和解プログラムの実施状況と、わが国における原発ADRの和解状況とを比較しつつ、大量不法行為における賠償手続としての和解のあり方について検討を行いたい。同時に、原発ADRを、訴訟を含む紛争処理制度の全体のなかに位置づけ、訴訟や直接賠償に比べADRとしての意義を持ち得ているのかどうかについても検討することにした。

(参考)

原子力損害賠償の現状と課題について2012年9月30日にシンポジウムが開催された。その記録が以下のウェブサイトに掲載されている。

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ilss/120930sympo.pdf>

今学会におけるミニシンポジウムは、上記のシンポジウム後の新たな展開を主な対象として議論を行なう予定である。

医療的ケアにおける相互了解のための コミュニケーションの解明

中山和彦（神戸大学法学研究科博士後期課程）

本報告では、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者と看護師との間におけるケアが実践されている場面において、患者と看護師の間で、コミュニケーションがいかになされているかについて解明する。

上記の目的を果たすための方法として、エスノメソドロジーの視角を採用し、ALS患者と看護師がケアを行なっている場面において、病院及び患者の同意を得た上で、ビデオ撮影を行なった。

本研究の対象である患者と看護師の間では、各種のケアの手順につき詳細な定式化が行われている。このビデオ映像を繰り返し見ること、また、ビデオ映像に写された行為を限りなく模倣すること、そしてALS患者と看護師にインタビューを行なうことにより分析を行った。その結果、次のことが明らかになった。第1に、撮影時に行なわれていたケアについてのコミュニケーションは、手順通りに行なわれることが重要視されていること、第2に、当該のケアは必ずしも手順通りにケアが行なわれているのではないこと、第3に、ケアが手順通りに行われないという事実は、常には、問題をはらむものとはみなされていないことである。とりわけ、本報告では、この第3の場合に注目し、看護師は手順を前提に医療的ケアを行いつつも、ALS患者は目の動きにより指示を出し、看護師は逐一ALS患者の目の動きを確認しながらケアが進んでいくという、独特であり、かつ特有のコミュニケーションが相互の了解のためには、より実践的基盤となっていることを呈示したい。

5月11日（土） 14:30～18:00

- ・ 個別報告分科会 B
- ・ ミニシンポジウム④（企画関連ミニシンポジウム I）
「身体・所有・自由」
- ・ ミニシンポジウム⑤
「『くらしの法律家』の検証と地域法専門家の在り方
創造」
- ・ ミニシンポジウム⑥
「原子力損害賠償の現状と課題（2）：賠償申立への
法的サポートをどう拡大するか」

大学生の時効感覚と所有意識に関する一報告

小湊真衣（桜美林大学・非常勤講師）

日常生活の中で「時効」という言葉は、民法上の規定に関する知識が乏しい人の間でも、「チャラにする」と同義の言葉としてしばしば使用されている。しかし、日常会話の中で使用される「時効」は、民法上の時効とはその内容が異なっていることが予想される。そこで、一般の人がもつ素朴な時効の感覚の内容とその特徴を検討するため、法学部以外の大学生 86 名を対象として質問紙式の調査を実施した。その結果、「時効という言葉は聞いたことがある」という回答が過半数を超えていたものの、実際の民法上の規定通りに時効の期間を推定できていた者は少なく、その多くは独自のルールに従って時効期間を決定していた。また、実際には時効が成立しない事例に対して「時効になると思う」と答える回答のほか、時効の援用が可能な事例に対して「何年たっても時効にはならないと思う」という回答も多くみられた。今回の調査結果から、一般の人が時効にかかる期間を推定する際、その長短は「他人のものだと知りながら（知らずに）所有」といった「知」「不知」「善意」「悪意」に関わる要因よりも、やりとりされた金額の多少によって左右される可能性が示唆された。また、他人によって事実上の支配がされている所有物に対する持ち主の所有意識は、その事実が継続する期間が長くなるほど薄れる傾向が見受けられたことから、時効感覚と所有意識との関連性も示唆された。

中国の伝統文化と社会主義法制の関係

小林正典（和光大学）

中国共産党が新中国の建国を宣言して以降、少数民族の伝統文化については、文化大革命の混乱期を除いて、法制度の中で保護が図られた。しかし中国古来の伝統文化については思想闘争や階級闘争の打撃を受け、十分な保護が図られなかった。82年憲法は文化財と文化遺産の保護に関する条項を設けるようになり、現在の中国では文化多様性条約が批准され、文化財を保護するための法整備も進展し、文化権や文化財産権といった新しい権利についても議論されている。中国の現行憲法には、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論に加えて「三つの代表」の思想が取り込まれ、「依法治国」の実施と「社会主義法治国家」の建設が掲げられている。それらは共産党の指導の下で「持続可能な発展」を実現するための理論として利用され、儒教思想を利用した「依徳治国」の概念で社会秩序の安定化を図ることも排除しない。そこで本報告では、共産党の決議や報告を織り交ぜつつ最近の学説も加味し、中国の伝統文化と社会主義法制の関係について考察を試みる。

【参考文献】

小林正典『中国の市場経済化と民族法制』法律文化社、2002年。

小林正典「伝統文化の保護と文化財産権の課題」西村幸次郎先生古稀記念論文集編集委員会編『西村幸次郎先生古稀記念論文集（仮称）』成文堂、2013年刊行予定。

裁判員裁判と性犯罪

平山真理（白鷗大学）

性犯罪が裁判員裁判で審理される際（以下、性犯罪裁判員裁判）には裁判員制度の諸課題がもっとも色濃く表れていると思われる。具体的には量刑への影響、被害者の負担、裁判員の負担、裁判への劇場化への懸念、裁判員のジェンダー構成、犯罪対策への影響等である。本報告では性犯罪裁判員裁判が生み出し得るこれらの課題について様々な観点から考察する。

方法としては、裁判員裁判開始後2年間に行われた性犯罪裁判員裁判のデータを、求刑・判決・裁判員の男女比などをもとに分析する。また、被害者、被告人、裁判員、法曹三者が性犯罪裁判員裁判に対して有していると思われる期待や懸念についても考察したい。

ところで、性犯罪者前歴者対策をめぐっては、国によっては出所後の情報を地域社会に開示したり、更にはインターネット公開する等、ラディカルな方法が採られがちである。また多くの国では性犯罪前歴者への更生支援は十分ではない。裁判員制度の導入は社会が「犯罪者の更生」に従来よりも関心を向けるようになったのだとしたら、性犯罪裁判員裁判をめぐる議論は、将来的にわが国の性犯罪者対策にどのような影響を与えるのかについても検討したい。

「自分のための」司法参加 —英・加の Public Legal Education の実態を手掛かりとして—

田巻帝子（新潟大学）

本研究は、紛争の当事者がその問題処理・解決のために必要とする支援（当事者一般のニーズに対するサポート）において、欧米諸国にみられる、一般市民が法的な問題解決の手段・方法や情報を得るための教育・啓蒙活動（=Public Legal Education, 以下 PLE）の制度内容を調査し、日本においてどのように導入できるか、また有効であるかを検討し、それによって国民の司法参加を司法への啓蒙=PLE の観点からとらえなおすことを目的とするものである。またその目的のために、英国とカナダの二カ国を選び、実態調査を行うことで、具体的な検討・分析の手掛かりとするものである。

国民の司法教育や能動的な司法参加について、司法制度改革審議会意見書及び2003年発足の法務省法教育研究会による報告書において、主として学校教育における司法の学習機会充実が提言され、新学習指導要領により各学校のカリキュラムに法教育が取り入れられている。しかし、これは、次世代を担う子どもたちを対象とした学校教育の現場における法教育にとどまっており、広く国民を対象としたものとはなっていない。

そこで本報告では、60年代後半からNPO/NGOの活動を中心に国内各地においてPLEを実践しているカナダ（特にアルバータ州）の実例を紹介し、また近年国家レベルの取組みを推奨しつつも「停滞」している英国の状況も参照しながら、日本における国民の能動的な司法参加への手がかりを提示する。

アダム・スミスと紛争処理論の接点

和田安弘（大阪府立大学）

本報告は、A・スミスの『道徳感情論』に込められた諸論点に着目することにより、紛争処理の中心課題を「リアリティの共有」におく立場から、紛争解決のための基本枠組みについての考察を行う。道徳哲学としてのスミスの理論は、今日で言うところの社会科学にも匹敵する領域をカバーするものであり、社会全体を見通す広い視野から、スミスの思想と理論はこれからもさまざまな分野に応用されていくことになるであろう。本報告の試みもそのひとつであり、紛争解決という問題関心をもって、『道徳感情論』の論点を捉えなおそうとするものである。

以上のような目的をもって、アダム・スミスの思想を、紛争処理から紛争解決へという枠組み変換における、一つの有力なヒントとして位置づけ、「リアリティの共有」という普遍的な課題について考察する。下記参考文献中の拙著の論旨についても、本報告との関連において必要な範囲で言及していきたいと考えている。

【参考文献】：

水田洋『アダム・スミス』（講談社学芸文庫，1997年）

Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments* (6th ed.) Dover (2006)

アダム・スミス（水田洋訳）『道徳感情論（上，下）』（岩波文庫，2003年）

和田安弘『紛争と共感のリアリティ』（大阪公立大学共同出版会，2012年）

身体・所有・自由

コーディネータ：吉田克己（早稲田大学）
司 会：尾崎一郎（北海道大学）

法は身体をどのように捉えるべきか

吉田克己（早稲田大学）

1 近代法において、人格は、法関係の形成・帰属主体として抽象的に構築された法概念である。これに対して、身体は、事実の世界においてはそれなしでは主体としての人格がありえないにもかかわらず、法の世界においては人格の背後に隠れて表面には出てこない。身体は、この意味で法にとって見えない存在である（法における身体の不在）。

他方で、身体は、事実の世界においては観念的ではない現実の存在であり、ほとんど人間と同義である。現実の存在である以上、事実上の処分や侵害は生じうる。これらについて法は無関心ではなかった。身体保護を主たる内容とする警察規制の展開が見られ、また、刑事法や民事法において身体は保護法益として構成された。しかし、ここでの身体は、主要には侵害客体として現れ、処分客体としての意味は乏しかった。ここでの身体はまた、単純な肉体とほとんど同義でしかない。肉体と一体をなして身体を形成していると見られる精神は、保護法益として十分な位置づけを与えられてこなかった。

2 現代においては、このような問題状況が大きく変わりつつある。身体が法の重要な関心事になってきているのである。その背景は、大きく3つにまとめることができる。

第1は、医療技術の進歩に伴って、身体の「資源」としての重要性が高まってきたことである。ここでは、生きた身体の一部の処分と人体分離物の処分の問題を法がどのように扱うべきかが問われている。第2は、自己の身体の扱いについて自由の拡大が求められてきていることである。フェミニズム運動による中絶の自由要求などがその典型である。第3は、身体の保護法益性の拡大・強化が見られることである。とりわけ、精神自体の保護法益性が強化されていることが注目される（セクシュアル・ハラスメントなど）。

3 今回のミニシンポジウムでは、これらのうち第1と第2の動向について2つの各論報告を用意している。そこでは、身体に対する所有ないし所有権成立の意義あるいは可否が問われ、今回の全体企画である新しい所有権論を考えるための好個の素材を提供しているからである。本報告では、その前提となる身体の法的地位に関する総論的検討を行う。

本報告では、身体の法的把握に関する対蹠的な2つの見方、すなわち《身体＝人格》論と《身体＝物》論の論理と性格を検討し、その上で、試論的に、《人格の媒体としての身体》論を提示してみたい。身体の商品化に対する適切なコントロールの枠組みを確保し、同時に他からの侵害と干渉に対しては断固として反撃しうる身体論を構築することがここでの基本的問題意識である。

人体の商品化－臓器・精子・卵子ビジネスから－

榎橋明香(北海道大学)

重い腎臓病を患ったレシピエントが、腎臓提供を受ける見返りにドナーに謝礼を支払った臓器移植法違反事件や、日本人女性が海外で卵子のドナーとなり、報酬を受け取る事例などが報道されることがある。そもそも、本人の同意の下に摘出された臓器や配偶子を、本人が所有権に基づき売買契約により処分することに対して、どのような制約原理が考えられ、それは法体系の中でどのような位置づけを得るべきなのか。

フランスでは、1994年、いわゆる生命倫理法が制定された。同法は、人体に関する体系的な一般原理を提示するとともに、人体の利用に関する個別の問題について具体的な対処を行っている。同法により民法典に規定された人体に関する原則の一角を構成するものとして、非財産性原則及びその派生原則としての無償性原則がある。非財産性原則とは、人体、その構成物及び産出物は、財産権の対象となり得ず、これらに財産的価値を付与する合意は無効であるとの原則である。無償性原則とは、人体実験、人体の構成物の採取及び産出物の収集に同意した者には、いかなる報酬も支払ってはならないという原則である。これらの原則は公序とされ、刑事罰によって担保されており、当事者の合意によっては排除できない強力なものである。欧州連合基本権憲章や人権及び生物医学に関するヨーロッパ条約などの国際法規も同旨の規定を設けており、これらの原則はヨーロッパスタンダードとなりつつある。

非財産性原則の基礎にあるのは、人間の尊厳の原理である。人間の尊厳の原理は、フランスにおいては、憲法院1994年7月27日判決により、憲法的価値を有する原理として認められ、別の原理や概念を派生させる機能を持っているとされる。非財産性原則は、この人間の尊厳の原理から派生した原則として理解されている。人間の尊厳の原理に言及する裁判例や法令の状況を考慮すると、同原理の実質は、個人のみならず集団をも対象とし、第三者はもちろん自分自身をも、物ではなく人間として扱うことを求めるところにある。そのため、たとえ本人の同意があっても、人体から臓器や配偶子を採取した上売買することが人間を物として扱うのと同視できる場合には、人間の尊厳の原理の観点から制約を受けることになるかと評価できる。

わが国も、クローン技術規制法の立法理由として人の尊厳の保持を挙げたり、また人間の尊厳を承認した条約を批准したりしている。このような人間の尊厳の概念の憲法上の根拠を明確にした上、私法上も公序良俗（民法90条）違反の判断に反映させることを通じて、人体の一部の売買契約の有効性を検討することができるのではないかと。また、人体の一部の採取のための侵襲に対する本人の同意への制約としても、人間の尊厳が考慮されうると思われる。

自己決定権－妊娠中絶の自由を手がかりに

小島妙子(仙台弁護士会)

I 妊娠中絶に関する「自己決定権」(「本源的権利」)

・自己決定権

中絶は、諸利害の錯綜する問題であることを直視した上で、にもかかわらず、女性に、如何なる場合に中絶手術を行いうるかについての判断権を帰属させるべきであると言えるのか。言えるとしたら如何なる理由によるのか。

女性にとって、出産するか中絶するかを選択は、自らの人生を如何に生きるのかという事柄に関わる決定であり、このような事柄について、他者の支配を受けるなら自らの人生を自ら生きたとはいえない。

従来の「自己決定権」概念には、安楽死の権利から髪型・服装の自由に至るまで広範囲のものが含まれていた。「自己決定権」として論じられる事柄には、「真正自己決定権」(他者の支配を受けるなら自らの人生を生きたとはいえないような事柄に関するもの)と「不真正自己決定権」(「自由」一般に帰着するような事柄)がある。妊娠中絶に関する「自己決定権」は「真正自己決定権」である。

この決定には、出産(人間の誕生)と中絶(胎児の消滅)という生命の生成・終熄に関わる最も根源的な体験を女性が自身の身体を通じて経験しなければならないという意味が埋め込まれている。

妊娠中絶に関する「自己決定権」を制限することは、やむにやまれぬ利益にもとづく規制でない限り(目的及び手段において諸利害の調整が図られるべきである)、原則として認められない。

II 日本国憲法の権利保障体系の下での保障の在り方－「身体の自由」(憲法 13 条後段)によって保障される。

III 妊娠中絶に対する国家の規制～現行法の問題点

1 墮胎罪

2 母体保護法一夫の同意要件(14条)

cf. アメリカ連邦最高裁判所判決(ケーシー判決, 1992年)

Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey, 505 U.S. 833(1992).

IV 出生前診断と選択的中絶をどう考えるか。

1 選択と責任－直結させない

2 選択的中絶は障害者差別なのか。差別を「助長するおそれ」があるのか。

3 日本産科婦人科学会「母体血を用いた出生前遺伝学的検査に関する指針(案)」(2012年12月)の評価

「くらしの法律家」の検証と地域法専門家の在り方創造

コーディネータ：久保山力也
(名古屋大学・タシケント法科大学)

【報告者】

久保山力也(名古屋大学・タシケント法科大学)

仁木恒夫(大阪大学)

荻原世志成(司法書士)

川上真吾(司法書士)

清水俊平(司法書士)

地域における法専門家とはいかなる存在であり、またそれはどうあるべきか。本ミニシンポジウムでは法専門家に対する意識、イメージやその利用実態をとらえる調査(以下、上田調査 2012)を中心に、地域に根差した法専門家の在り方について提言をなすことを目的とする。法科大学院の設置以降、弁護士ないし法曹の質、能力担保についてはいくつかの成果がある(「法曹の質」研究、「マインドとスキル」研究など)。また民事紛争の動態把握についても、精力的な研究が見られる。われわれの研究チームではこうした先行研究を参照しつつ、特に「地域」という視点を重視し、①法サービスが現実的には弁護士だけではなく、ときに「隣接」法専門家と称される司法書士や行政書士によっても供給されていること(ないし、法専門家以外の人々によってどのように提供されているかということ)、②分権化など再編期にあつて法サービスの供給に質的、量的の双方で地域差が生じるのではないかということ(実質、すでにこうした格差は存在しているのではないかということ)、③こうした動きにあわせ、法専門家はどのように再編されるべきかということ(あるいは、そのまま維持されるかということ)などについて検討を繰り返してきた。

議論の出発点となる上田調査 2012 は、全国青年司法書士協議会、長野県青年司法書士協議会ならびに久保山(調査票作成)により 2012 年 10 月 13 日、14 日、11 月 11 日、12 日の全日ならびに予備日を用い、長野県上田市において実施された。上田市居住の市民 1100 名余りを上田市の協力も得つつ住民基本台帳から無作為に抽出し、全国の司法書士会会員による訪問調査(2 名ずつペア)を行った。調査内容は、Ⅰ 現況、Ⅱ 相談、Ⅲ 法律事務、Ⅳ 紛争解決の 4 パートに分けられており、これにフェイスシートがつく。従前法サービスや法専門家関連の調査研究については弁護士に傾斜したものが多かったが、本調査では司法書士をそのコアにとらえつつも、内容は司法書士に過度に傾斜するものではなく、広く地域における法専門家をとらえるよう工夫した。この種の調査としては、31 年前に当時の全国青年司法書士連絡協議会と利谷氏らが行った旧上田調査があり、また、埼玉秩父や、茨城土浦等にて同種利用者調査が実施されている。さらに 2011 年、司法書士について大規模な実態調査(司法書士会会員向け)が実施されており、これらをあわせることで、より多角的に状況を俯瞰することが可能となっている。

本ミニシンポジウムでは「地域法専門家」のモデルを提案するが、是非参加される各位と議論

の上、検討を深めていきたい。ミニシンポでは既存の調査も総合整理し、データとして提示する。以下、本ミニシンポジウムにおける焦点について簡潔に述べる。

1. 上田調査 2012 の内容と分析

上田調査 2012 は 3 月までに第 1 次集計と分析を終え、その概要を明らかにした。集計の結果、有効回答は 190 に上った。数字だけを比べると 31 年前の旧上田調査の数に及ばず、目標とした 200 に届かなかったものの、調査環境が 31 年前とは大きく異なり（31 年前は事前の了承を経ずに直接訪問した）、かつ調査票の量が比較にならない程重厚であることを考慮した場合、相当なデータが集積できたものとする。まずは、上田調査 2012 の結果につき、詳細に明らかにする。

2. 司法書士調査の歴史と展開

現状日本社会において、地域における法専門家、法サービスを考える上で、弁護士以外の多様な法専門家の存在を捨象することはできない。なかでも司法書士は、明治期の代書人に端を発し、戦後現在に至るまで弁護士や行政書士などと業際問題を抱えつつ、独自の展開をはかってきた。司法書士制度は 2012 年度 140 周年を迎えたが、制度の危機を叫ぶ声は内外で大きくなっている。一方、特に近年、司法書士は新たな進出領域の開発に精力的で、従来の司法書士の理念型を超えた動きを見せている。司法書士に関する調査はそれほど多くはないものの、法専門家の在り方に関する重要な示唆を提供する。関連する近年の司法書士調査の内容と結論について、ここで一括して明らかにする。

3. 「くらしの法律家」検証 — 地域法専門家論

近年、法専門家は、「くらしの法律家」や「街の法律家」、あるいは「社会生活上の医師」などと称し、市民よりのスタンスを明らかにしつつある。しかし、実態はどうか。司法書士は簡裁代理権を獲得し、訴額 140 万円以下のケースにおいて代理人となることを得たが、これをもって「くらしの法律家」とはいえない。登記や成年後見、裁判事務などその扱う業務は拡大してきたものの、はたして「くらしの法律家」とはいかなるものか。上田調査 2012 やその他の調査を総合的に分析し、地域法専門家モデルを明らかにする。

4. 法専門家の自律と再編 — 棲み分けモデルか統合モデルか

上田調査 2012 では、行政書士、司法書士、税理士、弁護士といった 4 士業につき、市民意識を訊ねている。結果、その実態とイメージに相当な開きがあることが分かった。他方各士業はいわゆる業際問題に傾注しており、弁護士以外の法専門家では資格内資格を開発し、いずれも紛争領域への進出をはかっている。今後、従来型の棲み分けは維持されるのか、あるいは資格の再編や統合はあり得るのか。調査結果を読み解く過程において、われわれはいくつかの可能性を提示することができる。また同時に、地域法専門家モデルは、こうした統合問題に、どのような解決策を提示し得るか。お越しいただいた方と大いに議論していきたいと考えている。

原子力損害賠償の現状と課題（2）： 賠償申立への法的サポートをどう拡大するか

コーディネータ：村山眞維（明治大学）

【報告】

これまでの弁護士活動と賠償問題における役割の変容—相談から代理へ—

村山眞維(明治大学)

被災者の法的ニーズと司法アクセス:被災地調査から見えるもの

佐藤岩夫(東京大学)

原子力損害賠償における法テラスの役割

吉岡すずか(名古屋大学)

原子力賠償支援機構による活動の現状と課題

保住正保(原子力損害賠償支援機構)

福島県における弁護士活動の現状

渡辺淑彦(浜通り法律事務所)

東京電力から原子力発電所事故被災者への賠償は、東京電力によれば 2013 年 2 月 22 日現在、個人への支払約 28 万 1 千件、自主避難等への損害による個人への支払約 115 万 4 千件、事業関係約 12 万 5 千件となっている。このうち、業界団体や規模の大きな法人や事業者については弁護士による代理が行なわれていると考えられるが、個人についてはその大部分が本人によって支払請求がなされていると思われる。原子力損害賠償紛争審査会による中間指針が支払規準として示されているとはいえ、これは行政機関による指針であって、審査会自身が繰り返し述べているように、拘束力を持つものではないことはもちろん、個別事情を考慮したものでもない。こうした状況のもとで、個人が巨大企業からの賠償支払を弁護士の介在なしで受けるということは、その手続の公正さに疑いを生ぜしめるものと言えよう。

弁護士の不在は直接支払の場面に限られてはいない。東京電力との紛争がすでに生じているケースについては、訴訟という選択肢があるほか、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）への申立が可能である。原発ADRは、2011年の発足当初、申立から3ヶ月以内の和解成立を目指して設置された。訴訟に代わる紛争処理手続としてのADRは、何よりも早く賠償支払が行なわれることをメリットとしているからである。しかし、発足当初から、事件処理が進まず、和解に至る期間は当初の見込みよりも遥かに長期化している。このため、2013年2月22日現在5,564件の申立がなされているが、既済件数は2,463件にとどまっている。そして、こうした長期化の主な原因のひとつとして、申立に弁護士代理人がついていないことが挙げられている。2012年前半に2割程度であった弁護士代理率はその後若干増加したと見られるが、おそらく弁護士代理ケースはその後の申立事件についても見ても半数には及ばないと見られる。

冒頭に見た東京電力による支払総数に比べれば、原発ADRの申立件数は、そのなかに数百人規模の集団申立事件を含んでいることを考慮に入れても、極めて小さな割合にすぎない。それにもかかわらず原発ADR申立事件の弁護士代理の割合は3割程度にとどまっているのである。こうした状況は、原子力災害という大量不法行為事案の処理において法システムの働きが極めて限られたものであることを如実に示している。こうした状況を打開するにはどうすればよいのであろうか。このミニシンポジウムでは、福島第一原子力発電事故後の賠償のプロセスにおける問題点を洗い出し、実際的な対応方法としてどのようなことが考えられるかを検討したい。

(参考)

原子力損害賠償の現状と課題について2012年9月30日にシンポジウムが開催された。その記録が以下のウェブサイトに掲載されている。

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ilss/120930sympo.pdf>

今学会におけるミニシンポジウムは、上記シンポジウムで論じられなかった点も含め、その後の展開についてさらに検討を加えるものである。

5月12日（日） 9:00～12:00

- ミニシンポジウム⑦（企画関連ミニシンポジウムⅡ）
「所有権の構造・意味・機能」
- ミニシンポジウム⑧
「法社会学研究におけるサーベイ調査：可能性と課題」
- ミニシンポジウム⑨
「第62期弁護士のカリヤ・パス：2011年調査
第2回ミニシンポ」
- ミニシンポジウム⑩
「被災者支援の主体としてのコミュニティの諸相
—東日本大震災からアジアへの視点—」

企画関連ミニシンポジウムⅡ

所有権の構造・意味・機能

コーディネータ：尾崎一郎（北海道大学）
司 会：高村学人（立命館大学）

所有権の二つのパラダイム

木下昌彦（神戸大学）

所有権とは何か。このような問いは数多くの賢人達が挑んできた難問の一つであるが、あえて図式的に表現すると、所有権の捉え方には大きく分けて、古典的パラダイムとリアリズム的パラダイムの二つのパラダイムが存在する。ここで古典的パラダイムとは、所有権は、そもそも絶対的な支配権として存在しており、その分配と帰属を定める国家以前のルールが存在するという立場であり、他方で、リアリズム的パラダイムとは、国家以前に存在する所有権というものを否定し、むしろ、所有権とは、国家が個人の自由を制限することによって生み出された帰結に過ぎないとする立場である。この両者の対立は、所有権の行使とその規制の捉え方において顕著なものとなる。古典的パラダイムにおいては、所有物からの他者の排除は、事物の本性を反映した絶対的支配権の当然の帰結であるとみなされる。むしろ、それを制限することは国家が作為的に個人にアプリアリに帰属していた権利を制限するものであるとみなされる。他方で、リアリズム的パラダイムにおいては、所有権の行使とその規制は、両者とも、国家によって個人の自由が制限される場合の一局面に過ぎないということになり、そこに国家の作為と不作為の区別というものも観念されない。ただ、古典的パラダイムは、それ自体として、所有権の社会的制約を認めることを排除しているわけではない。むしろ、リアリズム的パラダイムを特に意識することなく、古典的パラダイムを前提としつつ、所有権の社会的制約を肯定することで、所有権をめぐる諸問題に対処しようとしてきたのが、伝統的な法学の発想ではなかったかと思われる。しかし、認知心理学の示唆によれば、何を議論の出発点とするか、何を国家の作為とみなすかということは、判断者の認識に関わらず、意思決定の在り方に影響を与える、すなわち、認知バイアスを生み出す要因になると言われている。このような認知バイアスという観点から見た場合、両者のパラダイムは大きく異なる特徴を有すると言え、特に、所有権と表現の自由の対立のように、社会の根本的基盤となりうるものと所有権とが対立する場面においては、我々がどのようなパラダイムに依拠して所有権を捉えようとしているのか、あるいは、そのパラダイムの相対性について充分意識的である必要があるものと言える。

多元分散型統御を目指す新世代所有権法学は存在するのか？

得津晶(北海道大学)

情報に対する所有権として位置づけられる知的財産権においてその正当化根拠を、自然権的に理解するのか、功利主義的に理解するのか、といった議論が近時、盛り上がっている。これは、知的財産権という元来の所有権法からは「目新しい」素材であること、また、その権利の内容について法改正・立法が現実的に問題になっていることを契機とするものであるが、そこで論じられていることは所有権法一般にも妥当するものではないか。本報告は、所有権法の正当化根拠論への適用を目指すものである。

現状、多くの法解釈論・立法論上の論点において、一方で、ドグマティックなある種の法的思考方式に基づく議論と、他方で、法の経済分析に代表されるある種の政策的思考方式に基づく議論とが併存し、立場間の「対話」が困難となっているように見える。しかし、現実には、ドグマティックな説明だったり自然権論的な説明だったりがかみ通るところと、他方で、功利主義的な説明がかみ通るところとがあり、実践的には、様々な立場をうまく使い分けるといって社会はまわっている。それでは、なぜにこのような「使い分け」が許されるのか、また、なぜ、そのような使い分けを「うまい」と評価しうるのか。

本報告は、所有権法において、かかる問題に一定の見通しを与えることを目標とする。社会制度を合理的に設計するという設計主義的なものの見方から、特定の結論への支持を正当化することはできないが、社会において統一的な決定が求められるという状況は数多くある。このような調整問題状況において、本来であれば複数の可能性の中で特定の選択を社会の中の反対派にも強制させることを納得させる制度として、トートロジカルなシステムとしての法学の領域を用意するというのが最終的に功利主義・設計主義の立場からも、合理的であるということを示したい。設計主義・功利主義の立場に基づくからこそ、自然権的な発想・トートロジカルな発想を法律学が有することは要請され、所有権についても様々な議論のモードが併存することが望ましいことを示したい。他方で、これは、社会を設計主義的にみる立場からみた、1つのモデルであり、このようなモデルは、根本としての社会制度に対するものの見方の数だけ存在するのであり、このような多様なモデルの中でも法律学が「対話」を進めていくための条件を考えたい。

刑法上の所有権・死者と所有・脳と所有

和田俊憲(慶應義塾大学)

新しい所有権法の理論を探究するにあたって刑法の立場から提供できるものは、さしあたり、民法的な見方を相対化する視角である。この数十年における犯罪論の議論では、刑法の目的は法益保護に求め、保護対象たる法益は可能な限り個人法益に還元し、個人法益の内容は民法に従属させ、犯罪行為はそのような具体的な個人法益の侵害・危殆化として構成しようとする立場が隆盛になってきた。本報告ではそのような立場からは距離をとって、次のような（所有権侵害に限られない）個別の論点に着目したい。

まず、死者に対する犯罪である。名誉毀損罪は対象が死者でも認められることが明文で定められている。住居権者の死亡後に住居侵入罪を認める学説も有力に唱えられている。殺人未遂は死体に対するものも認めるのが一般的である。そこでは何が保護されているのか。次いで、財産犯では、相手方に民法上の所有権がなくても刑法上は「他人の物・財物」として扱う余地を広く認めるのが判例の立場である。占有についても、被害者の実体的な支配とは別の外観などの要素による基礎づけが行われることがある。

それらを総合すると、応報非難から一般予防へ、個人法益から社会法益へ、結果無価値から行為無価値へ、実体的理解から関係的理解へ、といった方向性が見えてくる。それらの相互関係を見極めることによって、「所有」を分析する一定の新たな視角を得たい。

その際には、脳に関する理解の影響にも注意したい。死の概念についての脳死説の有力化は法的主体の実体的理解を前提とするものであり、上記の方向性とは緊張関係に立つ。関連して、脳は所有の対象たりうるか、それとも脳こそが所有の主体なのかという問題もある。法的主体の構成要素から客体化可能なものをそぎ落としていったとき最後に残るものは何か。脳科学の進展に伴う自由意思論の新展開は、責任論だけでなく、主体—客体関係の見方にも影響を及ぼす。ここでは、脳と意識と人格の関係を整理する必要があるであろう。

ディスカッサント：斎藤哲志（東京大学）

法社会学研究におけるサーベイ調査：可能性と課題

コーディネータ：高橋裕（神戸大学）

【報告】

企画趣旨説明と論点提起

高橋裕（神戸大学）

民事訴訟制度利用者調査の経験から

菅原郁夫（早稲田大学）

民事紛争全国調査の経験から

阿部昌樹（大阪市立大学）

インターネット調査の経験から

前田智彦（名城大学）

【コメント】

前田幸男（東京大学）

杉野 勇（お茶の水女子大学）

近年、日本の法社会学研究において大規模標本調査（以下では「サーベイ調査」と記す）が活発に行われるようになり、その成果は各種の書籍や論文の形で発表され、法社会学研究の発展に大きな貢献をしている。同時に、これらの研究はそれぞれ先例の少ない分野でさまざまな検討と試行錯誤を経て行われたものであり、その結果・成果だけでなく、その調査設計や実査の検討やプロセスの点でも、法社会学研究に重要な理論的・方法的示唆を与えるものである。しかし、これまでの日本法社会学会での研究発表を顧みるならば、それらは専ら調査研究の結果・成果の発表を中心とするものであり、それらの結果・成果を導いた調査研究の経験や工夫、課題等を正面から取り上げ、方法的・理論的考察を深める機会は多くはなかった。

そこで、本ミニシンポジウムでは、サーベイ調査の方法および理論を主題として取り上げ、考察を深めることをめざす。具体的には、民事訴訟制度の利用者に対する調査、民事紛争の包括的・系統的研究の一部として行われた市民の法使用行動に関する調査、今後活用が期待されるインターネット調査を素材として取り上げ、たとえば以下のような論点について報告・議論する予定である。

- －各調査の概要と背景
- －各調査における設計上・実施上の困難、回収上の困難
- －それらの困難の解決に向けての検討・工夫
- －調査倫理との関係で検討がなされた／検討すべき課題

さらに本ミニシンポジウムでは、法学の隣接分野である政治学および社会学の領域で計量的調査・分析の経験を豊富に積み、深い方法論的関心を有する2名の研究者をコメンテータに迎え、複眼的な視点からの批判的検討を行なうことも重要な目標としている。その過程では、法

社会学に内在的な関心にとどまらず、社会科学のコンステレイションのなかで法社会学的サーベイ研究が占めるべき位置についての示唆も得られることだろう。

なお、方法論に関する議論をシンポジウムという形で行なうためには、実体的な内容にかかわる報告・討論の実施とはまた異なる・それ自体方法論的と呼びうるような工夫が必要となる。そのような観点から本ミニシンポジウムでは、抽象的ないし一般的な検討に基づく報告を行なうこと——それもまた重要であることは論を俟たず、そのようなアプローチも重視しつつもしかし——に終始するのではなく、それぞれの調査の遂行において実際に現われた諸問題とそれへの対応（また、問題への対応が困難であった場合にはその理由・状況等）をも具体的に報告者に示してもらうことを通じて、理論的でありつつ実践的示唆も得られるような報告と討論とを導きたいと考えている。

本ミニシンポジウムでは主題の性質上、テクニカルな論点が中心的主題を占めることになるが、報告・ディスカッションを進めるにあたっては、——これまでにサーベイ調査を実施した経験がなくとも——サーベイ調査に基づく既往の諸研究・分析が有する含意を正確に読み解くことに関心を向ける研究者、そしてまた、これから現にサーベイ調査を行なおうと考えている研究者（大学院生を含む）など、多様な参加者が容易に議論に参加できるように必要な説明を適宜加えることを通じて、実り多い成果がもたらされることに意を用いたい。そうして、それらの作業を積み重ねる中から、サーベイ調査のなし得ること・可能性を魅力的に示すこと——それが本ミニシンポジウムの重要な目標となる。

*なお、本ミニシンポジウムにおける各報告のレジュメは、2013年5月10日頃までに日本法社会学会のウェブページを通じて閲覧・ダウンロードを可能にする予定であるので、関心をお持ちのかたはそちらもご確認いただきたい。

第62期弁護士のカリヤ・パス —2011年調査第2回ミニシンポ—

コーディネータ：宮澤節生（青山学院大学）

我々の研究チームは、新人弁護士のカリヤ形成の態様と規定要因を、とくに法科大学院と司法修習における経験に注目しながら解明するために、2010年度～2014年度の科研費を獲得し、2010年当時に最も新しい弁護士であった第62期弁護士全員（2010年10月現在2,121名）に対する追跡調査を計画した。その第1回郵送調査は2011年1月～2月に行われ、621名から回答を得た（回収率29.3%）。これまでに、単純集計レベルの第1報を発表し（参考文献①）、それに基づく第1回ミニシンポを昨年の本大会で実施している。その後、二変量分析レベルから多変量解析へと分析を進めており、2013年3月に発行予定の第2報では、その結果を報告する予定である。この第2回ミニシンポでは、さらに可能なかぎり多変量解析に踏み込んだ分析結果を報告する予定である。

本調査の目的・実施過程と本ミニシンポの課題

宮澤節生（青山学院大学）

法科大学院での教育経験と司法試験準備

石田京子（早稲田大学）

この報告では、法科大学院での学修経験と司法試験準備の態様について検討する。はじめに従属変数として取り上げるのは、旧司法試験合格者の司法試験準備の態様、新司法試験合格者の学修経験の違い、司法試験準備の態様などであり、性別、年齢、他学部経験の有無、就業経験の有無などが独立変数として検討される。続いて、学修経験を独立変数とする分析に移り、現在の所得、所属事務所規模、所属事務所における現在の地位などを従属変数として検討する。

最後に、ふたたび学修経験と司法試験準備に従属変数とする分析に戻り、新たな独立変数として出身法科大学院を導入する。ここでは、とくに統計的分析に耐える回答者数を出した法科大学院として、5校を取り上げる。5校は、すべて東京に位置する著名法科大学院であり、一見したところ同じような特性の学生を集めているような印象を与えるかもしれない。しかし、それにもかかわらず、従属変数によっては5校の間で有意な差異が現れる。たとえば、法科大学院における学修経験や司法試験準備の主要な場が出身法科大学院によって大きく異なることが明らかになる。このことは、法科大学院の社会的地位に注目するだけでは不十分で、各校における学生と教育内容の個性の違いに立ち入った分析が必要であることを示唆する。

司法修習, 弁護士志望動機, 就職決定時期

久保山力也(名古屋大学)

この報告では、司法修習から、弁護士というプロフェッションを選択し、最初の就職先が決まる時点に至るプロセスを検討する。取り上げる事項は、実務修習地の分布・決定要因・満足度、司法修習の段階別の有益性評価と学修内容別の有益性評価、司法修習に関する改善意見、弁護士というプロフェッションの選択理由、そして就職決定時期である。二変量解析のレベルではあるが、第1希望の修習先に配属される可能性に対しては出身法科大学院が、就職決定時期に対しては年齢と出身法科大学院が、それぞれ有意な相関を有する独立変数として現れる。また、選択型司法修習で有益とされた内容の分布、学修分野別における司法修習の有益性評価、分野別有効性評価の構造、司法修習の改善意見の分布などについて、知見が報告される。

登録地, 所属組織, 地位, 異動

藤本亮(静岡大学)

この報告では、弁護士登録の時期、登録地域の特性、職場の特性、職場における地位、及び職場の変更について、重要と思われるいくつかの事項に関する分析を行う。とくに注目するのは、登録時期が遅延する要因、短期間で職場を変更する要因、「即独」「軒弁」となる要因、大規模事務所勤務となる要因、そして弁護士過疎地勤務となる要因である。この報告では、取り扱う独立変数がきわめて多数になるため、最初に、それらの変数の一部について、より少数の変数に集約する手法を採用する。そのひとつは出身法科大学院という変数で、新司法試験の合格者数の順位と合格率の順位を組み合わせ、4つのグループにまとめる。もうひとつは登録地域の選択理由と職場の選択理由で、合計30近い理由について回答がなされているが、それらは、因子分析によって5つの尺度に集約する。

結果として、地縁、職場に関する志向、出身法科大学院などが、有意な独立変数として現れる。このことは、法曹養成のあり方について示唆するものがある。

業務内容と専門分化

武士俣敦(福岡大学)

この報告では、多様な業務分野への関与の態様、業務分野の類型、各類型の業務に従事する弁護士の属性、専門化の態様、通常業務・公益業務など異なる活動スタイルの分布とその規定要因、そして労働時間の分布とその規定要因などを検討する。我々は、2008年に弁護士の全国調査を実施したが(参考文献②)、この報告は、方法論的にそれと共通性が高いものであって、全世代を含む状況と最も新しい世代の弁護士の状況とを比較しうるものとなっている。

まず、各業務分野への関与状況を36の業務分野について測定し、その回答に基づいて業務分野のクラスター分析を行う。その結果、「個人顧客分野」、「個人・中小企業顧客混合分野」、「大企業顧客中心分野」という、3つの業務類型が抽出される。この作業に続いて、各業務類型への関与を規定する要因を分析する。その結果、「大企業顧客中心分野」の取扱い程度は出身法科大学院によってきわめて異なることなどが発見される。続いて、特定の業務分野に排他的に労働時間を投入しているという意味で専門化の程度が高い弁護士を抽出し、その分布状況を検討する。

次に検討するのは、通常の報酬を得る「通常業務」と、国選弁護事件、民事扶助事件、その他低報酬または無報酬で行う「公益業務」という2つの分野への労働時間配分の程度に基づく「活動スタイル」である。ここでは、多くの独立変数を取り上げ、「活動スタイル」の違いを説明す

る要因の発見に努める。最後に、労働時間の規定要因を検討する。

収入、満足感、不安感

上石圭一(追手門学院大学)

この報告では、第62期弁護士の所得、職業に対する満足度、及び将来に対する不安の状況を検討し、さらにそれらの規定要因を探ろうとする。

最初に、出身法科大学院という独立変数が本章でも繰り返し取り上げられるところから、その変数の重要性を例示する分析を行った後、所得を従属変数として取り上げる。まず、二変量解析で所得と有意な相関を示す独立変数を抽出し、さらに若干の三変量解析を行う。ここでは、たとえば、配偶者を有する者の中では女性の労働時間が有意に短いことを発見する。最終的には、所得に直接影響している可能性を有する独立変数として、性別(配偶者を有する場合)、出身法科大学院、所属事務所の規模、労働時間、顧客類型などに注目し、所得を従属変数として多変量解析を行う。

次に、職業に対する満足度という従属変数を取り上げる。これは、我々の調査では、全般的職業満足度、収入・給与に対する満足度、労働時間管理の自由度に対する満足度、そして日常的に従事する業務に対する満足度という、4種類の満足度について測定されている。弁護士の満足度は一般的には高いが、不満足と回答する者もあるので、その違いの規定要因を検討するのである。4種類の満足度のそれぞれについて、二変量解析で有意な相関を示す独立変数を抽出し、続いてそれらをすべて投入した多変量解析を行う。結果としては、とくに収入・給与に対する満足度と、労働時間管理の自由度に対する満足度では、他の変数をコントロールしてもなお有意な影響を示唆する独立変数が現れる。

最後に、将来への不安感を取り上げる。現状への満足感では肯定的評価が多いのに対して、将来への不安感では否定的評価が多いから、その規定要因を解明することは、とくに意義が大きいであろう。

女性弁護士の状況

石田京子

以上の各報告に現れた女性弁護士の状況に関する知見を、横断的に整理する。

今後の分析課題と第2回調査の課題

宮澤節生(青山学院大学)

【参考文献】

- ①宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士第1回郵送調査の概要－記述統計の提示－」青山法務研究論集第4号(2011年)
- ②宮澤節生・武士俣敦・石田京子・上石圭一「日本における弁護士の専門分化－2008年全国弁護士調査第2報－」青山法務研究論集第4号(2011年)

*いずれも <http://www.agulin.aoyama.ac.jp/repo/>から全文ダウンロード可能

被災者支援の主体としてのコミュニティの諸相

—東日本大震災からアジアへの視点—

コーディネータ：金子由芳（神戸大学）

東日本大震災の顕著な現象として、復興土地利用計画が2年を経て遅れ、被災者は「復興待機期間」とも呼ぶべき長期の生活再建停止に置かれた。既存の「公助」制度はこの間の被災者支援に応え得ず、アドホック措置の積増しが起こったが、対象世帯の線引きや景気対策向け運用を伴った。他方、「共助」は振わず、復興基金や義援金は公助に連動し、ボランティア・センター登録は阪神淡路大震災の数分の1に留まったまま閉鎖へ向かっている。公助の偏在と共助の不振は、自助を弱め、被災者の人口流出を来たしている。

アジア諸国を初めとする海外の災害援助研究においても、短期で終了する人道的救助と、経済復興重視の復興段階との断絶が指摘され、この狭間に埋没した被災者の生活再建を正面から取り上げる“early recovery”の議論が行われている。日本における「人間の復興」論がこれと呼応しよう。本ミニシンポジウムではとくに、このような繋ぎ期間を担う主体として、公助と自助をつなぐ「コミュニティ」の共助に着眼し、しかしその機能が危殆に晒されているという見方を共有する。その背景に、復興まちづくり手続からコミュニティを排除する法制度的要因、広域市町村合併で希薄化した自治的要因、参加抑制的に働く川島法学的な社会文化的要因、漁業権・商圈・地上げなど市場的要因等が絡み合って作用していよう。

ミニシンポジウムの前半では、コミュニティの共助を媒介とする「制度と人のつながり」をサブテーマに、山崎報告が公助・共助・自助全般を歴史的に捉え直し、松岡報告および金子報告は被災地における観察を通じて、復興と向き合うコミュニティの諸相を検討する。

危殆に瀕したコミュニティを外から支援し、「人間の復興」の担い手として機能回復する道はあるだろうか。本ミニシンポジウムの後半は「人と人のつながり」をサブテーマに、稲葉報告が福島県沿岸自治体への法的相談、飯報告が法曹の被災地支援について報告する。

以上の報告に対して、米村は被災地支援活動の経験から、白珉浩は韓国の問題状況を踏まえて、草野は関東大震災以来の和解調停制度をインドネシアに伝えた経験から、豊田は阪神淡路大震災以降の防災経済学との学際的接点で、それぞれコメントを行う。

【第1部 報告】

趣旨説明

金子由芳(神戸大学)

日本の被災者支援制度—歴史的分析和将来的予測

山崎栄一(大分大学)

日本の被災者支援制度は、東日本大震災を経験し、かつ、来るべき巨大地震を目の前に制度の再構築を余儀なくされている。被災者支援制度の将来的な方向性を占うために、報告においては、戦前から現在に至る被災者支援制度の変遷を概観し、その発展を解説する。中でも、既存の被災

者支援制度の基本的なコンセプトと、諸制度が直面する災害の現実との乖離を指摘する。さらに今後想定すべき災害・被災者像を明らかにし、それにマッチした被災者支援制度のあり方を予測したい。論点として、公助—共助—自助のバランス、国—自治体との守備範囲のあり方、オフィシャル—アンオフィシャルな制度の関係、応急救助—生活の復旧—生活の復興といったフェイズ分けの妥当性などが検討されることとなる。

復興における被災者支援と持続的なまちづくり

松岡勝実(岩手大学)

被災者支援には、時間軸では、被災直後の緊急支援、応急的支援、さらに中長期的な復興支援が考えられる。被災者の生活支援に立てば、生活資金、子供の養育・教育、生業・就職、住宅、医療・保健などが関わる。さらにまちづくりのために、防災・減災の都市計画と整備、コミュニティの再生・形成、災害文化の伝承・継承が求められている。では、復興は進んでいるのだろうか。震災から2年経って被災地は被災地のまま、復興には至っていない。重要な支援主体であったボランティア・NPO等のネットワークも地元の自主的再建にバトンを渡しつつある。国—県—地元自治体の行政のあり方、自助—共助—公助の関係、法の遅れ等が復興の足かせとなっている。持続的復興への道筋は見えるだろうか。

復興待機期間の被災者支援—コミュニティの機能回復へ向けて

金子由芳

「公助・自助・共助」の関係が議論されている。新自由主義的な立場で「公助」の限界を説き「自助・共助」による代替論が強まる一方、福祉国家的な「公助」のさらなる強化を求める議論もある。しかし二者択一ではなく連結が課題である。東日本大震災からの学びは「公助」が席卷し「自助・共助」との連結を欠いた傾向であろう。日本の「公助」の構造問題として、仮設住宅入居を契機に復興段階が宣言されるや「災害救助法」が終了し、「自助」に切り替わる断絶が特徴的であるが、東日本大震災では長期の復興待機期間ゆえに「公助」から「自助」への断絶期間が長期化した。これを埋める「共助」が期待されたはずであるが、しかし被災地の観察では復興段階移行後も「公助」を名分とする雇用創出・景気対策が展開し、無償経済である「共助」の管理統制が強められた。

崩壊に瀕したコミュニティへの支援—福島沿岸自治体支援

稲葉一人(中京大学)

研究目的は、被災自治体職員が直面した法問題、特に個人情報関連問題の実態把握と対処方法、今後への提言である。方法として、被災自治体職員との研究会を連続開催した。

研究結果として、個人情報保護関連の深刻な法問題に直面したこと、個人情報保護関連の的確な法やガイドラインがない中で自治体職員として最大限の活動をしたこと、更に、多くの対応は事後的に個人情報保護法に反してはいないと評価されたが対応当時は法的リスクを払拭できなかったこと、また新しい価値基準や新法を必要とする項目が認められた。

考察として、被災住民だけでなく、被災地の自治体職員が多くの法問題に直面しており、被災地職員を支える活動も被災者支援の考察に組み入れる必要がある。被災地自治体間で共通する問題、固有の問題に着眼を要する。個人情報管理につき新しい規範の定律が必要。

被災者支援における士業の役割

飯考行(弘前大学)

東日本大震災後、弁護士会の電話・面談での震災法律相談は、1年半ほどで約4万件（重複あり）に上り、「原子力発電所事故等」18.6%、「震災関連法令」14.1%、「不動産賃貸借（借家）」13.5%、「遺言・相続」11.2%、「工作物責任・相隣関係（妨害排除・予防）」8.5%、「その他」8.1%、「住宅・車・船等のローン，リース」7.6%などがあった。阪神・淡路大震災後は、1年間で約10万件の震災法律相談が行われた。本報告は、被災地支援における士業の役割を、以上の震災法律相談等の内容分析、仮設住宅アンケート結果、支援活動の観察結果等から検討し、「公助」の空白を補う「共助」の文脈で考察する。

【第2部 パネル・ディスカッション】

コメンテータ：豊田利久（神戸大学）
白珉浩（江原大）
草野芳郎（学習院大学）
米村滋人（東北大学）

5月12日（日） 13:00～16:50

・全体シンポジウム

「新しい『所有権法の理論』」

新しい「所有権法の理論」

コーディネータ：尾崎一郎（北海道大学）
司 会：飯田 高（成蹊大学）
佐藤岩夫（東京大学）

1. 企画の趣旨

尾崎一郎(北海道大学)

周知のように、川島武宜は、「資本制社会」においては「・・・一切の物が商品となり、商品的「私的所有権」の客体となり（私有財産制度）、一切の生産関係は商品交換的「契約」によって構成され、したがって、一切の人間は法的人格としての資格をおびる。要するに、商品交換の規範関係の三つの基本的カテゴリーは、全社会的規模において、全法規範体系そのものの基本的カテゴリーに転化する。商品が全資本制経済の普遍的且つ抽象的な端初の形態であることに対応して、私的所有権・契約・人格の三つのカテゴリー - 特に、その起点としての私的所有権 - が全法体系の普遍的且つ抽象的な端初の形態となる。」（『新版 所有権法の理論』30頁）と論じた。

この議論に象徴的に現れているいわゆる近代的所有権論は、現実的支配を要さず天下万人に対して主張できるという、所有権の観念性と絶対性を強調した。背景には、（強者による現実的支配を追認強化してきた）封建遺制と封建イデオロギーを克服した、自由で平等で主体的な個人（商品交換主体＝私的所有権の享受者）からなる「近代社会」の構想がある。言わば一種の批判理論としての近代的所有権論の提示である。川島は、「観念的構成」としての「近代的所有権」の「意識の世界」への定着による、「私的所有」という「現象形態」の「必然的な史的展開」との整合化を思い描いていた（歴史学的理論としての評価はここでは措く）。

しかし、当初からかような近代的所有権論には批判があった。すなわち、①非生産物（特に土地）の商品化の是非が問題になり得ること、②絶対性ないし排他性に対する修正としての共同性ないし公共性（入会、区分所有、文化財など）や観念性に対する修正としての現実的支配（占有）が過小評価されていること、③近代法における債権の優越化（我妻）、あるいは「資本としての所有権」の暴走（国家独占資本主義化、帝国主義化）が十分に考慮されていないこと、などである。

これらに連なる問題として、現代においては、①非生産物としての身体（臓器、配偶子等）の商品化、②「社会的共通資本」論（宇沢）や「コモンズ」論に代表される共同的／集合的／一般的／拡散的／公共的利益（財）の再評価、③Squatter やホームレスや先住民による空間の現実的支配の保護、④債権の証券化による著しい流動化と拡散、⑤グローバル資本（「<帝国>」（ネグリ＝ハート））による空間・情報・資源の私物化・独占レント化、⑥簇生するゲイテッド・コミュニティと「排除型社会」化ないしセグレーションの進行、といった難問への応答を法は迫られている。

これら「所有権」の限界に関わる多様かつアクチュアルな課題を念頭に、近代的所有権論を反省的に継承しつつ、現代社会に適合的でありながら批判理論としての可能性も秘めた、新し

い「観念的構成」としての「所有権（法）」論を探求したい。同時に、「所有権」概念発生の原初的かつ根源的な機序に目配りしながら、液状化や財の多様化が指摘される現代社会において「所有権」を（法的に）語る意味と機能についての考察を行いたい。

2. 持続可能社会への転換期における新「所有権法の理論」

棚澤能生(早稲田大学)

1. 現代産業社会は、「将来世代が自らの必要を満たす能力を損なうことなく、現在世代の必要性を満たすような発展」を実現する持続可能社会へと転換しなければならない。その筋道を示し、社会を転換へと誘導すること、これが社会科学の直面する喫緊の課題の一つであり、法、法律学もこの課題遂行という視角から自らを省みことを求められているのではないか。新「所有権法の理論」というテーマに接した時、私は所有権の問題もこの視角から再考しなければならないと考えた。
2. 従来の「大きな政府」か「小さな政府」かの選択肢は、いずれも資源投入を拡大し続け、労働生産性の向上を追究して経済を成長させることを共通の前提としてきた。その結果、自然資源の枯渇を早め、生産と労働の過剰を帰結した。持続可能性は、富の生産総量の限界を前提とする脱生産主義に立ち、有償他律労働を相対化して生産と所得を切り離し、無償の自律的社会的有用活動を再定位させて、資源生産性・環境効率性を追究する中でしか達成されない。経済・社会・エコロジーの三つの要素間のバランスを取りつつ調整するレベルを越えて、三要素の新たな関係を構築することが求められている。
3. 近代私法の体系とこれに関する教義学の構造という意識形態の特質を、商品交換という経済的物質的社会的関係の属性から解明したのが、川島武宜『所有権法の理論』だった。資本主義市場経済が社会を覆うことによって近代的法意識、近代的所有観念が人々に定着すると想定された。近代的所有権は封建的社会から近代社会への転換、農業社会から産業社会への転換を支える法制度だった。その産業社会からの持続可能社会への転換を支える新しい所有権を私たちはどのように構想したらいいのか。ここでは法手続き上の問題と、内容に関する問題を区別しつつ、考えてみたい。
4. 法手続きに関しては、憲法第 29 条による財産権の保障と、立法者による財産権の内容規定の関係がまずもって論点となるであろう。立法者が産業社会の古い所有権の内容を廃棄し、転換にふさわしい新しい内容を所有権に付与することが、財産権保障との関係でいかに可能か、という問題である。同様の憲法規定をもつドイツにおいて、原子力から再生エネルギーへの転換を決した際に展開された憲法教義学上の所有権論が参考になる。
5. 転換を支える所有権の内容については、対象ごとに議論を組み立てていく必要がある。ここでは土地、とりわけ農地所有権を手掛かりに考えてみたい。明治初年の近代的土地所有権の導入によりいわゆる寄生地主制度が確立し、所有権は他者労働の果実を領有する権利として機能した。この古い私的所有権を廃棄し、農民の生産所有権に転換したのが戦後農地改革であり、農地法である。そこでの自作農主義、耕作者主義（農地の権利主体が、経営責任を負い同時に農作業へ常時従事する、三位一体）は、主体である農民と客体としての農地間の社会的有機的関係を持続的に維持する法原理として機能した。この原理を他の生産手段所有権にも応用することはできないだろうか？

3. 株式会社・資本市場と所有

上村達男(早稲田大学)

「会社は株主のもの」とか、「株主主権」、「株主は会社の所有者」といったことがしばしば当然のように語られるが、そこで所有とはどのような意義を有しているのか、いないのか。所有という概念は、所有者とされた者に対して、究極的な排他的権威を付与するものとして機能し勝ちであるが、そのことに本当に正当性があるのかを検討することが必要である。そうでないと、所有概念は論拠不明な権威をある者に与えることで、そうでない者の立場を著しく害する概念と墮している可能性もありうるのである。

本報告では株主所有者観を疑わしめる以下のような諸論点を取り出して、そこでの所有の意義を検証したい。証券市場の成熟度と会社法における所有の関係が問題となる。

第一に、所有は他者の所有を害する自由を有しない。無限責任の個人商人、合名会社の無限責任社員はその企業ないし会社の所有者か？無限責任でも規模の大きさは他者を害する蓋然性の高いものとして規制の対象となる。商号、商業使用人、商業帳簿、詐欺破産罪等

第二に、有限責任社員のみからなる会社形態と言われる株式会社制度における有限責任とは何か。有限責任社員というヒトに付いているのか、責任限定金融商品としての株式をいうモノに付いているのか。後者だとすると、株式会社制度において有限責任社員というヒトはどこにも存在していないことになるため、所有の主体が不明となる。

第三に、日本の世界に冠たる株式会社本質論ないし株式本質論はこの問題をどのように考えてきたのか。株主所有者観をもたらした社員権論において、所有とはどのように理解されていたのか。否認論、債権論、株式会社財団論ではどうか。議決権等の共益権はデモクラシーの論理の発現か、財産権か人格権か。株式会社制度は市場とデモクラシーの調整の原理とすると、その両者の関係は異質な論理の結合か内在的な論理的関連性を有するのか。少人数の多額出資者を擁する匿名性ファンドは欧米のデモクラシーの理念の墮落か？

第四に、本来の公開性の株式会社法とは資本市場法ないし金融商品取引法と一体のものなのではないか。情報開示・会計・監査・内部統制、コンプライアンス等の実行部隊は株式会社の運営機構ないしガバナンスであるが、その場合の発信相手とは投資者ないし国民・市民の総体なのではないか。株式を「買った」後の投資者が株主だとすると、株主になったあとの会社法上の役割とは何か。証券市場で「買った」ことの権威とは何か。

第五に、株主が個人ないし個人に対して厳しい受託者責任を負担する機関投資家か、国家ないし国家ファンドか、事業法人ないし経営者かにより株主所有者観に変化はないのか。

第六に、支配株主の支配権とは支配株主というヒトの権利なのか。株式をモノの世界で理解するとこの問題はどのように説明すべきなのか。

第七に、経営権の正当性の根拠は所有にあるのか、ガバナンスそれ自体の権威にあるのか。コーポレート・ガバナンスとは何か。

4. 所有権発生社会構造

加藤雅信(名古屋学院大学)

1. 問題提起

「所有権法の伝統的法律学は、理論の欠如で悪名高い。少なくとも、契約法や不法行為法の理論と較べて所有権法の理論が貧弱であることは否めない」(クーター＝ユーレン)。

民法典：相隣関係、共有等の規定は、「所有権」の周辺を規律するだけ。

本体的な規定は、206条、207条の2箇条だけだが、これも、内容的には空白規定。

民法学：物権変動で、「所有権」の帰属の変動は議論するが、「所有権とは何か」については、沈黙したまま

本報告の目的：「所有権とは何か」・「所有権という概念は、なぜ、社会に発生したのかを考察すること

分析方法：「生産財所有権」発生構造・「消費財所有権」発生構造のそれぞれを分析したうえで、相互の関係を考察する。

2. 「生産財所有権」発生構造

農業社会—食料生産の極大化の要請⇒「土地所有権」概念を生む
では、焼畑等の粗放農業では？

遊牧社会・狩猟採集社会—食料生産の極大化の要請⇒何に対する所有権か
狩猟道具と「エモノ」所有権

工業社会—工業生産の極大化の要請⇒「知的所有権」概念を生む
＊詳細は、『「所有権」の誕生』（三省堂）参照

3. 「消費財所有権」発生構造

もっとも重要な「消費財」は？ ⇒食料

食料をめぐる社会秩序

- ・犬の群れ
- ・霊長類
ニホンザル・チンパンジー・ピグミーチンパンジーで何が違うか
- ・人類

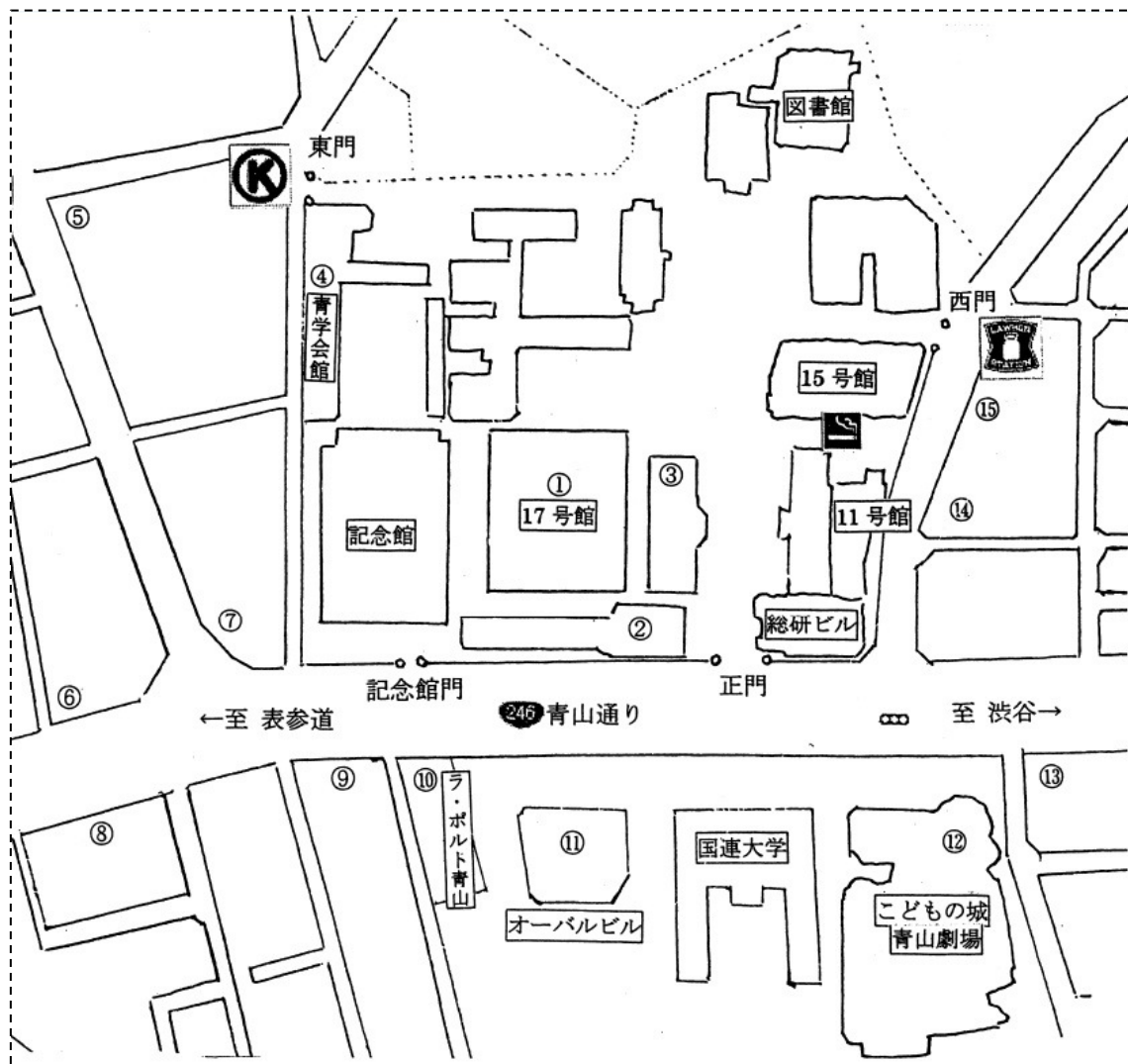
「所有」と「分配」の萌芽は、どこにみられるか。

＊『加藤雅信著作集第1巻：所有権論』（信山社、近刊）参照

4. 結語：所有・平和・発展

——所有権概念発生構造：占有論・生産力論，二論——

会場周辺 飲食店情報① 会場周辺マップ



* 丸数字の説明は、「会場周辺 飲食店情報② 飲食店等一覧」をご覧ください。

会場周辺 飲食店情報② 飲食店等一覧

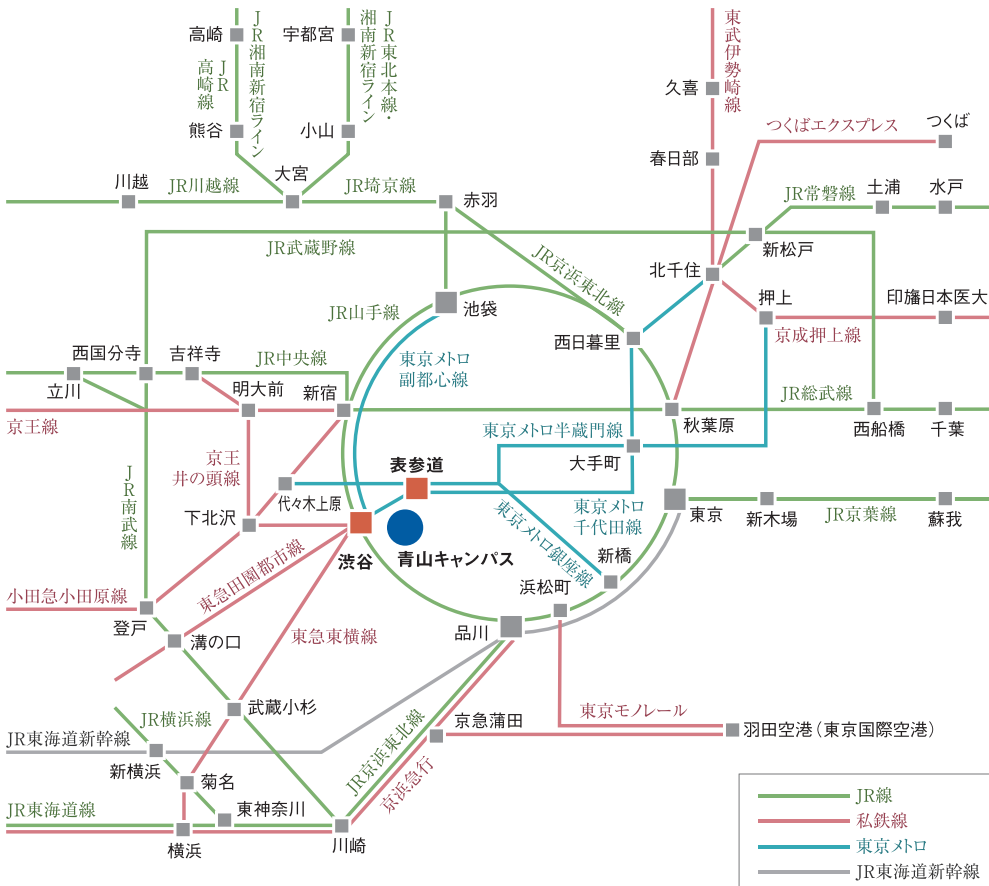
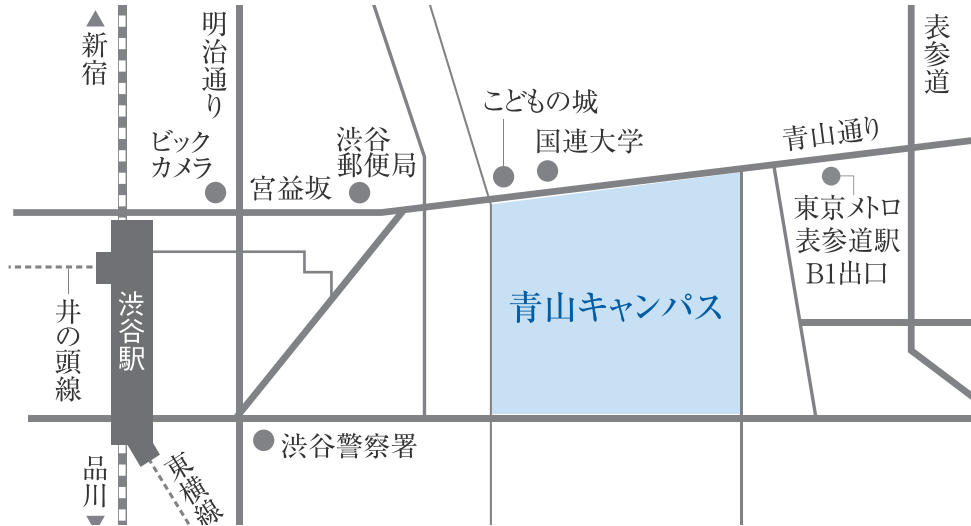
	場所	店名	ジャンル	備考	
学内	①	17号館 1F	学食	健康食	日曜休み・禁煙
	②	7号館 B1F	学食	食堂	日曜休み・禁煙
		総研ビル B1F	Subway	ファストフード	日曜休み・禁煙
	③	2号館 1F	購買会	菓子パン等	日曜休み・禁煙
	④	青学会館	フィリア	レストラン	英語可・分煙
東門側	⑤		Café & Meal MUJI	パン・カフェ	
	⑥		St. Julian's	パスタ	
			ドトール	カフェ	分煙
正門側	⑦		KUA AINA	ハワイアンバーガー	分煙
			The 3rd Burger	ハンバーガー	禁煙
			To the herbs	ピザ	分煙
	⑧		大かまど飯 寅福	和食	禁煙
			プロント	カフェ・パスタ	分煙
	⑨		ねぎし	牛タン	
			雅灯	和食	
	⑩	ラ・ポルト 1F	Daylesford	オーガニック料理	
		ラ・ポルト 1F	Café table TERRACE	カフェ	
		ラ・ポルト 1F	みんなでごはん青山食堂	定食	日曜休み
		ラ・ポルト B1F	野趣家	和食	日曜休み
		ラ・ポルト B1F	COSARI	韓国料理	
	⑪	オーバルビル B1F	マクドナルド	ファストフード	禁煙
		オーバルビル B1F	鎌倉パスタ	パスタ	
		オーバルビル B1F	丸亀製麺	うどん	
		オーバルビル B1F	ろくまる五元豚	しゃぶしゃぶ	
		オーバルビル B1F	チョコクロ	カフェ	
		オーバルビル B1F	福縁	中華	全面喫煙可
		オーバルビル B1F	更級 丸屋	和食	
		オーバルビル 1F	j. s. pancake cafe	パンケーキ・カフェ	
⑫	こどもの城 1F	カフェ キャッスル	レストラン	禁煙	
⑬		First Kitchen	ファストフード	分煙	
東門側	⑭		La Coccinella	イタリアン	
			AOYAMA KINA	イタリアン	
			Ganvino	フレンチ	
	⑮		青山一品	中華	日曜休み・喫煙可

* 上記以外にも、多数の飲食店がございます。ご希望の場合は、お手数ですが、Web等でご確認下さい。

青山キャンパス

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25

JR山手線、JR埼京線、東急線、京王井の頭線、東京メトロ副都心線 他「渋谷駅」より徒歩10分
東京メトロ（銀座線・千代田線・半蔵門線）「表参道駅」より徒歩5分



会場等のご案内

2013年3月31日

開催校理事 宮澤節生

本日現在、会場等に使用する予定の個所をお知らせします。具体的な会議室番号・教室番号等は追ってお知らせしますので、しばらくお待ちください。なお、お引き受けした当時は新築の第17号館の単一フロアでの開催を意図しておりましたが、相模原キャンパスからの文科系学生の大移動に伴い使用不可能となったため、残念ながら、古い建物の複数のフロアを使用せざるをえないこととなりました。この旨、予めお詫びいたします。

1. 5月10日（金）

各委員会・理事会・若手ワークショップ 総研ビル内 会議室（下記地図①）

2. 5月11日（土）

受付 総研ビル1階（下記地図①）
分科会・女性ランチョン・総会 11号館内教室（下記地図②）
懇親会 青学会館アイビーホール（下記地図③）

3. 5月12日（日）

受付 総研ビル1階（下記地図①）
分科会・全体会 11号館内教室（下記地図②）

昼食場所については別紙ご案内をご参照ください。

青山キャンパス大学建物配置図

